

厚生常任委員会 (当初) 資料

令和7年3月11日

福祉保健部

目次

1. 予算議案	3 - 96	ページ	
議案第1号	令和7年度宮崎県一般会計予算		
議案第4号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		
議案第5号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		
	決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について		
2. 特別議案	97 - 125	ページ	
議案第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	97 - 105	ページ
議案第34号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	106	ページ
議案第41号	宮崎県医師修学資金貸与条例及び 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例	107	ページ
議案第42号	宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例	108	ページ
議案第43号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	109	ページ
議案第44号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	110 - 122	ページ
議案第54号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について	123 - 125	ページ
3. その他報告事項	126 - 136	ページ	
(1)	宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	126 - 131	ページ
(2)	宮崎県社会的養育推進計画（案）	132 - 136	ページ

1 予算議案

令和7年度当初予算案について（総括）

議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計予算

議案第4号 令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
福祉保健部	242,190,308	45,289,665	88,541,805	108,358,838	235,417,532	6,772,776	102.9%
一般会計	132,082,451	12,556,474	11,167,139	108,358,838	123,871,462	8,210,989	106.6%
福祉保健課	16,964,336	2,571,184	2,119,047	12,274,105	14,608,579	2,355,757	116.1%
指導監査・援護課	179,754	33,141	11	146,602	166,429	13,325	108.0%
医療政策課	5,834,527	422,889	3,504,294	1,907,344	4,501,415	1,333,112	129.6%
国民健康保険課	31,205,695	71,257	430,808	30,703,630	30,846,129	359,566	101.2%
長寿介護課	25,141,338	2,332,436	2,604,747	20,204,155	23,733,981	1,407,357	105.9%
障がい福祉課	19,685,196	2,317,587	711,198	16,656,411	18,474,300	1,210,896	106.6%
衛生管理課	1,617,528	17,464	1,016,291	583,773	1,823,842	-206,314	88.7%
健康増進課	4,025,088	1,704,366	184,497	2,136,225	3,692,135	332,953	109.0%
薬務感染症対策課	462,926	128,313	32,369	302,244	533,456	-70,530	86.8%
こども政策課	19,427,146	453,861	186,997	18,786,288	18,527,907	899,239	104.9%
こども家庭課	7,538,917	2,503,976	376,880	4,658,061	6,963,289	575,628	108.3%
特別会計	110,107,857	32,733,191	77,374,666	0	111,546,070	-1,438,213	98.7%
国民健康保険課	109,873,252	32,733,191	77,140,061	0	111,259,421	-1,386,169	98.8%
こども家庭課	234,605	0	234,605	0	286,649	-52,044	81.8%

1 予算議案

主な新規・改善事業など ～施策の構築に当たっての視点～

1 日本一挑戦プロジェクトの着実な推進

(1) 子ども・若者プロジェクト

⑨ 産後ケア事業	(健康増進課)	13,579千円
⑩ 周産期医療ネットワーク運営等支援事業	(健康増進課)	125,524千円
⑪ 結婚支援サービス利用促進事業	(こども政策課)	24,180千円
⑫ 宮崎カーフェリーでつなぐ婚活ツアー事業	(こども政策課)	10,525千円
⑬ 第2子保育料負担軽減事業	(こども政策課)	207,170千円
⑭ 放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業	(こども政策課)	12,762千円
⑮ 保育人材緊急確保事業	(こども政策課)	20,300千円

(2) グリーン成長プロジェクト

(3) スポーツ観光プロジェクト

1 予算議案

主な新規・改善事業など ～施策の構築に当たっての視点～

2 若者・女性を重視した人口減少対策の強化

(1) 若者・女性が生き生きと活躍できる環境づくり

(2) U I J ターンの更なる促進

3 持続可能な未来に向けた基盤づくり

(1) 国内外との更なる交流拡大

(2) 時代の変化に対応した力強い産業づくり

(3) 安全・安心な暮らしの確保

⑨ 災害時における保健所通信体制強化事業	(福祉保健課)	19,176千円
⑩ 医師の働き方改革事業	(医療政策課)	106,400千円

1 予算議案

主な新規・改善事業など ～施策の構築に当たっての視点～

(3) 安全・安心な暮らしの確保（つづき）

㊦ 精神科救急医療システム事業	（障がい福祉課）	44,822千円
㊦ 重度障がい者（児）医療費公費負担事業	（障がい福祉課）	1,275,289千円
㊦ こどもの権利擁護環境整備事業	（こども家庭課）	7,029千円

4 その他

県庁のしごと刷新

㊦ 指定難病等業務効率化事業	（健康増進課）	68,903千円
㊦ 薬務関係資格試験業務委託事業	（薬務感染症対策課）	8,207千円
㊦ 幼児教育・保育施設職員研修業務のアウトソーシング	（こども政策課）	9,789千円

1 予算議案

【議案第1号】

令和7年度当初予算案について（債務負担行為の追加）

第2表 債務負担行為		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
		千円
(福祉保健課) 北部福祉こどもセンター増改築整備事業	令和7年度から令和8年度まで	141,484
福祉保健行政施設昇降機設備改修事業	令和7年度から令和8年度まで	184,253
(衛生管理課) 都農食肉衛生検査所建設工事	令和7年度から令和8年度まで	699,387

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 福祉保健課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
福祉保健課 計	16,964,336	2,571,184	2,119,047	12,274,105	14,608,579	2,355,757	116.1%
一般会計	16,964,336	2,571,184	2,119,047	12,274,105	14,608,579	2,355,757	116.1%
（款）民生費	7,429,170	2,550,673	2,028,670	2,849,827	6,109,277	1,319,893	121.6%
（項）社会福祉費	3,517,440	152,897	2,026,170	1,338,373	2,287,681	1,229,759	153.8%
（目）社会福祉総務費	1,230,276	99,975	1,797	1,128,504	1,183,322	46,954	104.0%
（目）社会福祉施設費	2,205,202	4,654	2,006,376	194,172	1,022,083	1,183,119	215.8%
（目）精神保健福祉費	81,962	48,268	17,997	15,697	82,276	-314	99.6%
（項）生活保護費	3,849,590	2,397,776	2,500	1,449,314	3,821,596	27,994	100.7%
（目）生活保護総務費	358,692	45,149	2,500	311,043	330,698	27,994	108.5%
（目）扶助費	3,490,898	2,352,627	0	1,138,271	3,490,898	0	100.0%
（項）災害救助費	62,140	0	0	62,140	0	62,140	-
（目）救助費	62,140	0	0	62,140	0	62,140	-
（款）衛生費	9,535,166	20,511	90,377	9,424,278	8,499,302	1,035,864	112.2%
（項）公衆衛生費	347,082	5,881	10,800	330,401	325,316	21,766	106.7%
（目）公衆衛生総務費	278,259	5,881	9,300	263,078	259,003	19,256	107.4%
（目）衛生研究所費	68,823	0	1,500	67,323	66,313	2,510	103.8%
（項）保健所費	1,853,472	0	78,200	1,775,272	1,724,496	128,976	107.5%
（目）保健所費	1,853,472	0	78,200	1,775,272	1,724,496	128,976	107.5%
（項）医薬費	7,334,612	14,630	1,377	7,318,605	6,449,490	885,122	113.7%
（目）医薬総務費	86,967	5,001	0	81,966	74,844	12,123	116.2%
（目）医務費	20,648	9,629	1,377	9,642	64,457	-43,809	32.0%
（目）病院費	7,226,997	0	0	7,226,997	6,310,189	916,808	114.5%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 福祉保健課

（単位：千円）

目	事項		説明及び事業名	
	予算額	事項名		
社会福祉総務費	1,230,276	職員費	274,085	職員の人件費 1 職員費 総職員数 34名 福祉保健課 11名 中央福祉こどもセンター外 23名 274,085
		社会福祉総務費	29,195	社会福祉審議会及び各種社会福祉推進のための事業等に要する経費 1 社会福祉審議会費 2,822 2 介護福祉士等修学資金事務費 82 3 社会福祉推進費 2,680 4 地域生活定着・再犯防止事業（国3/4 県1/4, 県単） 23,611
		社会福祉事業指導費	545,250	社会福祉法人・施設等の育成強化に要する経費 1 社会福祉施設対策事業 545,250 （1）社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金（545,250）
		地域福祉対策事業費	168,988	民間社会福祉活動の促進に要する経費 1 地域福祉活動推進事業（国3/4 県1/4, 県単） 59,353 2 社会福祉協議会活動基盤強化支援事業 39,699 3 福祉サービス利用支援推進事業（国1/2 県1/2） 69,936
		社会福祉統計調査費	2,523	社会福祉行政の基礎資料を得るための各種統計調査等に要する経費 1 社会福祉統計調査費（国10/10） 2,523
		民生委員費	148,137	民生委員の活動及び顕彰等に要する経費 1 民生委員活動費等負担金 135,882 2 民生委員顕彰等事業 856 3 民生委員一斉改選事務事業 6,857 4 民生委員担い手確保対策事業（国2/4 県1/4 市町村1/4） 4,542
		生活福祉資金貸付事業費	20,996	生活福祉資金貸付事業に要する経費 1 生活福祉資金貸付事業（国1/2 県1/2） 20,996
		行旅病人及び行旅死亡人取扱費	1,048	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第15条により市町村が支弁した救護費に要する経費 1 行旅病人及び行旅死亡人取扱費 1,048
		住居確保給付金事業費	3,618	住居確保給付金事業に要する経費 1 住居確保給付金（国3/4 県1/4） 3,618

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 福祉保健課

(単位：千円)

目	予算額	事項	
		事項名	予算額
		生活困窮者支援事業費	36,436
			生活困窮者の自立相談支援に要する経費
			1 生活困窮者自立相談支援事業 (国3/4 県1/4, 国2/3 県1/3, 国1/2 県1/2, 県単) 25,298
			2 生活困窮者等就労準備支援等事業 (国2/3 県1/3) 11,138
社会福祉施設費	2,205,202	福祉総合センター費	143,549
			福祉総合センターの運営及び福祉人材の育成に要する経費
			1 福祉総合センター管理運営費 62,309
			2 社会福祉研修センター事業 (国1/2 県1/2, 県単) 37,730
			3 福祉人材センター事業 (国1/2 県1/2, 県単) 35,910
			4 みやぎの福祉を支える、ひなたの人材確保事業 7,600
		県立施設維持管理費	2,061,653
			県立施設の維持管理に要する経費
			1 県立施設の補修費等 1,978,007
			2 福祉こどもセンター管理費 (国1/2 県1/2, 県単) 83,646
精神保健福祉費	81,962	自殺対策費	81,962
			自殺対策に要する経費
			1 「いのち支える」自殺対策事業 (国2/3 県1/3, 国2/3 市町村1/3, 国1/2 県1/2, 国1/2 市町村1/2, 県単) 81,962
生活保護総務費	358,692	職員費	286,475
			職員の人件費
			1 職員費 286,475
			総職員数 40名
			福祉保健課 3名
			中央福祉こどもセンター外 37名
		監査費	11,523
			福祉事務所が行う生活保護法の施行に関する事務及び指定医療機関、保護施設の指導並びに監査を行うために要する経費
			1 生活保護監査指導費 (国1/2 県1/2, 県単) 1,188
			2 医療審査支払費 6,493
			3 介護扶助審査委託事業 3,842
		生活保護諸費	9,946
			関係機関との連絡、職員の研修及び生活保護の適正実施に要する経費
			1 生活保護関係事務事業 165
			2 生活保護安定運営対策事業 (国3/4 県1/4, 国1/2 県1/2, 県単) 9,781
		福祉事務所活動費	50,748
			福祉事務所の活動に要する経費

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 福祉保健課

(単位：千円)

目	事項		説明及び事業名
	予算額	事項名	
			1 被保護世帯調査費 31,950 (国3/4 県1/4, 国1/2 県1/2, 県単) 2 機動力事務機器等整備費 6,795 3 生活保護諸経費 2,746 4 生活保護電算システム運営事業 9,257 (国3/4 県1/4, 国1/2 県1/2, 県単)
扶助費	3,490,898	扶助費	生活保護法等に基づく扶助に要する経費 1 生活保護扶助費 (国3/4 県1/4) 3,134,437 2 生活保護扶助費県費負担金 354,061 3 中国残留邦人生活支援給付金 (国3/4 県1/4) 2,400
救助費	62,140	災害救助事業費	災害救助法を適用した災害等において、被災者の救助等に要する経費 [新] 1 大規模災害時被災地派遣費用 62,140
公衆衛生総務費	278,259	職員費	職員の人件費 252,236 1 衛生環境研究所職員費 252,236 職員数 33名 衛生環境研究所 33名
		健康危機管理対策費	26,023 災害時の健康危機管理・福祉支援体制の整備に要する経費 1 災害時健康危機管理・福祉支援体制強化事業 6,847 (国定額, 国1/2 県1/2, 県単) [新] 2 災害時における保健所通信体制強化事業 19,176
衛生研究所費	68,823	衛生環境研究所費	衛生環境研究所の運営、検査研究等に要する経費 1 衛生環境研究所運営費 66,875 2 調査研究費 1,390 3 備品器具等購入費 558
保健所費	1,853,472	職員費	職員の人件費 1,625,942 1 保健所職員費 1,625,942 総職員数 215名 福祉保健課 2名 中央保健所外 213名
		保健所運営費	220,272 保健所の運営・管理に要する経費 1 保健所運営協議会費 1,317 2 保健所運営活動費 215,294

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 福祉保健課

（単位：千円）

目	予算額	事項		
		事項名	予算額	説明及び事業名
				(改) 3 公衆衛生医師確保・育成事業 3,661
		保健指導費	3,558	保健師の活動及び相談業務等保健指導に要する経費 1 保健師活動費 3,558
		保健所施設整備費	3,700	保健所の備品購入及び庁舎等の補修整備に要する経費 1 保健所の設備整備 1,003 2 保健所庁舎補修整備等 2,697
医薬総務費	86,967	職員費	86,967	職員の人件費 1 職員費 86,967 職員数 10名
医務費	20,648	厚生統計調査費	9,629	厚生行政の基礎資料を得るための各種統計調査等に要する経費 1 人口動態調査費（国10/10） 2,305 2 その他の衛生統計調査費（国10/10） 7,324
		医務諸費	11,019	部の運営、連絡調整等に要する経費 1 連絡調整費 312 2 部局長会議等部課の活動事務費 5,330 3 長寿社会づくりソフト事業推進事務費 1,377 4 政策調整研究費 3,000 5 調整事務費 1,000
病院費	7,226,997	県立病院管理費	7,226,997	県立病院の運営及び施設・設備の整備に要する経費 1 負担金、補助及び交付金 7,226,997

新 大規模災害時被災地派遣費用

福祉保健課 62,140千円
【財源：一般財源】

事業の目的

大規模災害時における被災地域への各種支援チームの派遣について、被災地での迅速、かつ円滑な活動や安定した派遣体制を構築するため、派遣に要する費用を確保する。

事業の概要

(1) 事業内容

以下①～⑦の派遣に係る職員派遣費用、派遣元となる医療機関又は介護施設等への負担金等について、令和6年能登半島地震の実績に基づき算出し、福祉保健課において一括して予算計上する。

- ① 県保健師チーム派遣 12,351千円
- ② 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) 派遣 2,498千円
- ③ 災害派遣医療チーム (DMAT) 派遣 5,772千円
- ④ 災害派遣福祉チーム (DWAT) 派遣 10,989千円
- ⑤ 災害派遣精神科医療チーム (DPAT) 派遣 1,355千円
- ⑥ 介護職員等派遣 7,948千円
- ⑦ 災害支援ナース派遣 21,227千円



(2) 事業の仕組み

- ①、② 県 ③、⑤、⑦ 県 **負担** 医療機関 ④ 県 **委託** 民間団体 ⑥ 県 **負担** 派遣元施設

※③～⑦についても県が直営で実施するものがある。また、⑦は、派遣調整業務を看護協会に委託する。
※被災地派遣に要した費用は、派遣先自治体に対して求償する。

(3) 成果指標

被災地域への派遣や支援活動の円滑化

事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 災害時における保健所通信体制強化事業

福祉保健課 19,176千円
【財源：一般財源】

事業の目的

県保健医療福祉調整本部と地域調整本部（各保健所）との通信体制を整備することで、災害時の保健医療福祉活動の安定化・円滑化を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

衛星Wi-Fiによる庁内ネットワークの拡充 19,176千円

南海トラフ地震等により有線通信が断絶した場合に、県保健医療福祉調整本部と沿岸部の地域調整本部（中央、日南、高鍋、日向、延岡保健所）とのリアルタイム、かつ正確な情報連携を実現するための体制整備を行う。

※ 保健医療福祉調整本部

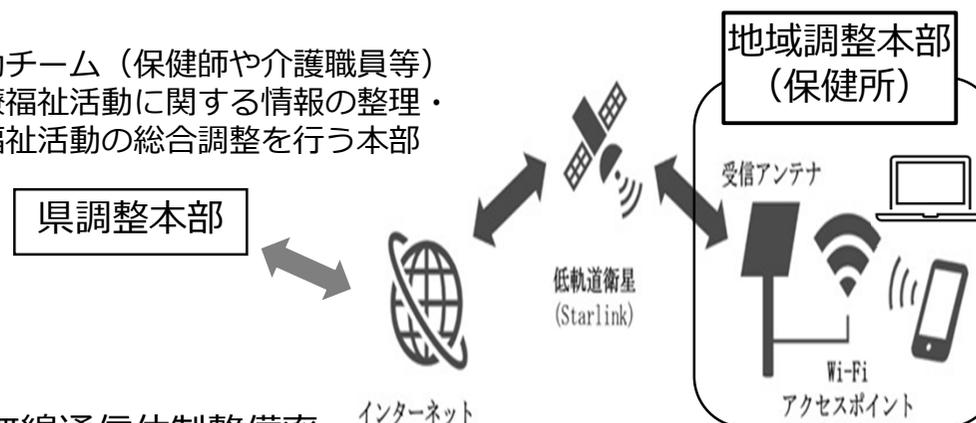
大規模災害時に、県内外からの保健医療福祉活動チーム（保健師や介護職員等）の避難所や社会福祉施設等への派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の整理・分析及び関係機関等との情報連携など、保健医療福祉活動の総合調整を行う本部

(2) 事業の仕組み

県

(3) 成果指標

県調整本部と地域調整本部（沿岸部）との無線通信体制整備率
現状（令和6年）0% → 令和7年度 100%



事業の期間

令和7年度

改 公衆衛生医師確保・育成事業

福祉保健課 3,661千円

【財源：一般財源】

事業の目的

本県の保健医療行政の中心となる公衆衛生医師の確保を促進するとともに、社会医学系専門医制度などを活用した育成対策を実施し、知識・技術の向上を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 公衆衛生医師等広報強化事業 1,297千円
 - ・公衆衛生医師等に関する広報を強化するためのホームページ改修
- ② 公衆衛生医師確保事業 176千円
 - ・公衆衛生に興味を持つ医師への直接面会や勧誘
- ③ 公衆衛生医師スキルアップ事業 2,188千円
 - ・新規採用医師が公衆衛生医師としての基本的知識・技術を習得するための研修受講
 - ・社会医学系専門医研制度における専門医や指導医の資格を取得
 - ・日本公衆衛生学会への参加等による継続的な知識・技術の向上

(2) 事業の仕組み

- ① 県  民間企業
- ②、③ 県

(3) 成果指標

単独で所長を配置する保健所数 現状（令和6年4月）7／8 → 令和9年 8／8（全保健所）



事業の期間

令和7年度～令和9年度

1 予算議案

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について

福祉保健課

③ 自殺対策について、電話やSNSによる相談等は、より手厚い相談体制となるよう一層の工夫や改善を行うとともに、地域においても身近で気軽に相談できる体制づくりに努めること。（福祉保健部）

警察庁の自殺統計（暫定値、発見日・発見地ベース）によりますと、令和6年の本県の自殺者数は192人と、前年と比べて30人減少し、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、前年の全国ワースト2位から改善する見込みとなっております。

しかしながら、依然として多くの県民の尊い命が自殺により失われており、生活の不安や生きづらさを抱えた方も多いと考えられることから、悩みを抱えた方の孤立を防ぎ、つらい気持ちに寄り添うための取組が重要となっております。

自殺は複合的な要因で引き起こされるため、県民が抱える悩みや不安を相談しやすい環境整備が重要であることから、県では、今年度、

- ・電話相談の空白時間帯を解消するための相談窓口の24時間化（R6.4～）、
 - ・児童・生徒を対象としたSNS相談窓口の対応時間の拡大（R6.4～）、
 - ・免許返納をする高齢者を対象とした相談窓口のパンフレット配布（R6.12～）等、
- 相談体制の拡充を図ったところであります。

悩みを抱えた人が適切な相談窓口につながるよう、令和7年度も引き続き、市町村や関係機関と連携し、相談窓口の更なる周知を図ることとしております。

また、悩みを抱えた人に気づき、声かけを行い、相談機関へ繋ぐ「ゲートキーパー」は、身近な相談役として重要な役割となるため、県民一人ひとりがゲートキーパーの役割を理解し、悩みを抱えた人に寄り添う気持ちを持ってもらえるよう、ゲートキーパー養成の研修や普及啓発に取り組んでまいります。

今後とも、誰一人自殺に追い込まれることのない社会を目指し、市町村や関係機関と一体となって、相談体制の充実や普及啓発の促進等、総合的な自殺対策を推進してまいります。

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 指導監査・援護課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
指導監査・援護課 計	179,754	33,141	11	146,602	166,429	13,325	108.0%
一般会計	179,754	33,141	11	146,602	166,429	13,325	108.0%
（款）民生費	179,754	33,141	11	146,602	166,429	13,325	108.0%
（項）社会福祉費	179,754	33,141	11	146,602	166,429	13,325	108.0%
（目）社会福祉総務費	140,824	9,198	0	131,626	140,489	335	100.2%
（目）遺家族等援護費	38,930	23,943	11	14,976	25,940	12,990	150.1%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 指導監査・援護課

（単位：千円）

目	事項		事項	
	予算額	事項名	予算額	説明及び事業名
社会福祉総務費	140,824	職員費	117,764	職員の人件費 1 職員費 職員数 18名 117,764
		社会福祉事業指導費	12,629	社会福祉法人・施設等の育成強化に要する経費 1 法人監査事務費（国1/2 県1/2, 県単） 619 2 社会福祉法人運営体制強化事業（国定額, 県単） 8,730 3 施設監査事務費 1,929 4 監査等車両維持費 1,351
		地域福祉対策事業費	10,431	民間社会福祉活動の促進に要する経費 1 福祉サービス利用支援推進事業 10,431 （1）福祉サービス運営適正化推進事業（国1/2 県1/2） (10,431)
遺家族等援護費	38,930	旧軍関係等調査事務費	2,509	旧軍関係の調査に要する経費 1 旧軍関係調査事務費（国10/10） 244 2 旧軍人遺族等恩給進達事務費（国10/10） 515 3 軍歴調査嘱託員設置費 1,566 4 兵籍簿等光ファイリングシステム化事業（国10/10） 184
		戦傷病者・引揚者及び遺族等援護費	23,011	戦傷病者及び中国帰国者等の援護事業に要する経費 1 戦傷病者特別援護法施行事務費（国10/10） 392 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務費（国10/10） 1,015 3 中国帰国孤児等自立支援事業（国10/10） 424 4 叙位叙勲等進達事務費（国10/10） 50 5 引揚者特別交付金支給事務費（国10/10） 109 6 特別給付金等支給裁定事務費 21,021 （国10/10, 日本政策金融公庫定額）
		戦没者遺族援護事業費	13,410	戦没者遺族の援護等に要する経費 1 追悼・援護事業 10,358 （1）対象経費 (1,721) （2）対象外経費 (4,989) （3）基本経費 (248) （4）戦後80年平和祈念事業 (3,400) 2 戦争体験継承事業 3,052

戦後80年平和祈念事業

指導監査・援護課 3,400千円
【財源：一般財源】

事業の目的

戦後80年の節目を迎えるに際し、ホームページのリニューアルや戦争資料の展示等を行うことで、多くの県民に平和の尊さについて考える機会を提供する。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」のリニューアル
宮崎県平和祈念資料展示室に所蔵する遺品や資料、県内の戦争の痕跡や慰霊碑等を紹介している当該ホームページについて、若い世代の啓発につながる利用しやすいページへとリニューアル
- ② 県立図書館等の県施設での資料展示、イベント開催
平和祈念資料展示室の所蔵資料や戦場の兵士の写真等のパネルを作成し、県立図書館等で展示
戦争体験や県内の空襲についての講話、戦争にまつわる朗読劇の上演等の展示関連イベントを開催

(2) 事業の仕組み

- ① 県  民間企業
- ② 県、県  民間団体

(3) 成果指標

ホームページアクセス数 現状（令和5年度）10,157件／年 → 令和8年度 15,000件／年

事業の期間

令和7年度

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 医療政策課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
医療政策課 計	5,834,527	422,889	3,504,294	1,907,344	4,501,415	1,333,112	129.6%
一般会計	5,834,527	422,889	3,504,294	1,907,344	4,501,415	1,333,112	129.6%
（款）衛生費	4,568,649	422,889	3,145,321	1,000,439	3,318,924	1,249,725	137.7%
（項）医薬費	4,568,649	422,889	3,145,321	1,000,439	3,318,924	1,249,725	137.7%
（目）医薬総務費	231,698	0	50	231,648	229,831	1,867	100.8%
（目）医務費	4,336,951	422,889	3,145,271	768,791	3,089,093	1,247,858	140.4%
（款）教育費	1,265,878	0	358,973	906,905	1,182,491	83,387	107.1%
（項）大学費	1,265,878	0	358,973	906,905	1,182,491	83,387	107.1%
（目）大学費	1,265,878	0	358,973	906,905	1,182,491	83,387	107.1%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 医療政策課

（単位：千円）

目	事項		説明及び事業名
	予算額	事項名	
医薬総務費	231,698	職員費	231,698
			職員の人件費 1 職員費 職員数 39名 231,698
医務費	4,336,951	資格試験費	4,256
			准看護師の資格試験に要する経費 1 准看護師等試験費 4,256
		看護師等確保対策費	43,380
			看護職員等の確保と資質の向上に要する経費 1 保健師等研修事業（国10/10, 国1/2 県1/2, 県単） 2 看護師等修学資金貸与事業 3 看護人材獲得支援事業 4 看護師等免許事務運営事業 5 看護師等業務従事者届事務運営事業 6 准看護師試験・免許システムデータ移行事業 7,153 19,200 14,487 907 883 750
		医療機関指導及び運営費	11,895
		医療監視等に要する経費 1 医療関係審議会運営費 2 医療監視指導活動費 3 臨床検査精度管理事業 10,509 528 858	
		へき地医療対策費	185,220
			へき地医療従事者の確保及びへき地巡回診療、へき地診療所の支援等へき地医療の確保に要する経費 1 自治医科大学運営費負担金等 2 へき地診療所整備事業（国1/2 市町村1/2） 3 へき地診療所運営費補助金（国2/3 市町村1/3） 4 地域医療充実強化対策事業 134,707 15,500 34,664 349
		救急医療対策費	889,470
			救急医療体制の整備・充実等に要する経費 1 第二次救急医療体制整備 （1）病院群輪番制病院運営費 （2）共同利用型病院運営費補助金（国1/3 県1/3 市1/3） 2 第三次救急医療体制整備 3 救急医療推進体制整備事業 4 総合医療情報システム運営事業 5 災害時医療体制等の整備事業 （1）地域災害拠点病院施設整備事業（国1/3 事業主体2/3） （2）災害医療人材育成事業（国10/10, 県単） 6 医療施設スプリンクラー等整備事業（国1/2 事業主体1/2） 7 ドクターヘリ運航支援事業（国1/2 県1/2） 8 外国人患者受入れ環境整備事業（国1/2 県1/2） 140,965 (108,041) (32,924) 306,239 1,076 5,382 18,474 (11,481) (6,993) 83,000 321,915 971

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 医療政策課

（単位：千円）

目	事項		説明及び事業名	
	予算額	事項名		
			9 地域災害拠点病院通信強化事業	11,448
		地域医療推進費	1,997,037	地域医療の推進に要する経費 1 地域保健医療等推進事業 1,076 2 医師確保対策強化事業 1,000 3 医師修学資金貸与事業 267,660 4 医療提供体制整備事業（国1/3 事業主体2/3） 69,238 5 中山間地域の持続可能な医療体制構築推進事業 102,463 （国1/2 県1/2, 国3/8 県3/8 町村2/8, 国1/3 県1/3 市町村1/3, 県単） 6 県西部圏域高度急性期医療機能強化事業 1,547,824 （国1/2 事業主体1/2, 国1/3 事業主体2/3, 県単） 7 中山間地域における医療デジタル化推進事業 7,776
		医師・看護師等育成・確保・活用基金積立金	1,607	医師・看護師等育成・確保・活用基金の造成に要する経費 1 医師・看護師等育成・確保・活用基金積立金 1,600 2 利子積立金 7
		地域医療介護総合確保基金事業費	1,204,086	地域医療介護総合確保基金事業に要する経費 1 地域医療介護総合確保基金事業 1,204,086 （1）病床機能等分化・連携促進事業 (416,250) （2）医療勤務環境改善支援センター事業 (9,913) （3）看護師等確保対策事業 (258,949) （4）宮崎県ナースセンター事業 (26,444) （5）看護職員資質向上推進事業 (25,173) ア 実習指導者講習会事業 (3,273) イ 新人看護職員卒後研修事業 (21,900) （6）訪問看護推進事業 (14,000) （7）医療従事者確保のための救急医療利用適正化推進事業 (7,351) (改)（8）子ども救急医療電話相談事業 (16,321) （9）小児医療推進事業 (12,403) （10）女性医師等の離職防止・復職支援事業 (20,987) ア 女性医師等就労支援事業 (15,451) イ 病院内保育所運営支援事業 (5,536) （11）産科医等分娩手当支援事業 (15,666) （12）宮崎県地域医療支援機構運営事業費 (113,220) (改)（13）災害拠点病院等人材強化事業 (7,524) （14）宮崎大学「地域医療・総合診療医学講座」運営支援事業 (40,000) （15）宮崎県医療資源調査・分析支援事業 (10,257) （16）救急医療体制における機能分化・連携推進事業 (47,928)

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 医療政策課

(単位：千円)

目	事項		説明及び事業名	
	予算額	事項名		
			(17) 特定診療科医師養成・確保事業 (20,348) (改) (18) 医師の働き方改革事業 (106,400) (19) 看護師の特定行為研修支援事業 (34,952) (国1/2 事業主体1/2, 県単)	
大学費	1,265,878	公立大学法人宮崎県立看護大学費	1,265,878	公立大学法人宮崎県立看護大学の運営費等に要する経費 1 運営費交付金 835,841 2 大学管理費 1,313 3 地域貢献等研究推進事業 13,295 4 県立看護大学助産師等育成・定着支援事業 6,157 5 授業料等減免事業 63,594 6 大学施設整備事業 345,678

改 子ども救急医療電話相談事業

医療政策課 16,321千円
【財源：医療介護確保基金】

事業の目的

夜間や休日に小児救急患者の保護者等からの電話相談に対応する窓口（#8000）を設置する。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 子ども救急医療電話相談事業 15,519千円
毎日、小児科医や看護師が県内の保護者からの電話相談に対応し、適切な助言を行うための相談窓口を設置する。
- ② 電話相談促進事業 802千円
新聞広告等の広報ツールを活用し、子ども救急医療電話相談事業の周知・啓発を図る。

(2) 事業の仕組み

- ① 県  民間企業
- ② 県

(3) 成果指標

子ども救急医療電話相談への相談件数
現状（令和5年度）9,155件 → 令和9年度 11,000件
安易な時間外受診抑制のための県民理解の醸成

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 災害拠点病院等人材強化事業

医療政策課 7,524千円
【財源：医療介護確保基金】

事業の目的

新規DMAT隊員養成に必要な研修への参加支援や災害拠点病院等が企画する訓練等の実施などを支援することで、災害医療体制の構築に必要な医療従事者の確保を目的とする。

事業の概要

(1) 事業内容

DMAT等の災害医療を担う人材を養成し確保するため、災害拠点病院等が実施する以下の取組に必要な経費を支援する。(定額、1/2)

- ① 隊員養成及びスキルアップに必要な研修への職員派遣
- ② 地域の災害医療関係者が参加する訓練や研修の企画及び実施
- ③ DMATインストラクター取得のための研修参加

(2) 事業の仕組み

県  医療機関

(3) 成果指標

DMATチーム数 現状(令和5年) 32チーム → 令和9年 38チーム
DMATインストラクター数 現状(令和6年) 1名 → 令和9年 12名

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 医師の働き方改革事業

医療政策課 106,400千円
【財源：医療介護確保基金】

事業の目的

令和6年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受け、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関を支援することにより、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 地域医療勤務環境改善体制整備事業（補助率10/10以内） 39,900千円
地域医療に特別な役割があり、かつ医師労働時間短縮計画に基づく、労働時間短縮に向けた体制整備に要する費用等を補助
- ② 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業（補助率10/10以内） 66,500千円
基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関の医師労働時間短縮計画に基づく、勤務環境改善に要するICT機器導入やタスクシフト/シェアの推進等に係る費用等を補助

(2) 事業の仕組み

- ① 県  県内医療機関 ② 県  宮崎大学医学部附属病院

(3) 成果指標

「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を行う医療機関の
医師の時間外・休日労働時間の短縮率 5%（対計画策定前年度実績）



事業の期間

令和7年度～令和9年度

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 国民健康保険課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
国民健康保険課 計	141,078,947	32,804,448	77,570,869	30,703,630	142,105,550	-1,026,603	99.3%
一般会計	31,205,695	71,257	430,808	30,703,630	30,846,129	359,566	101.2%
（款）民生費	31,205,695	71,257	430,808	30,703,630	30,846,129	359,566	101.2%
（項）社会福祉費	31,205,695	71,257	430,808	30,703,630	30,846,129	359,566	101.2%
（目）社会福祉総務費	105,801	0	0	105,801	96,764	9,037	109.3%
（目）老人福祉費	19,743,671	71,257	430,808	19,241,606	19,178,803	564,868	102.9%
（目）国民健康保険指導費	11,356,223	0	0	11,356,223	11,570,562	-214,339	98.1%
特別会計	109,873,252	32,733,191	77,140,061	0	111,259,421	-1,386,169	98.8%
国民健康保険特別会計	109,873,252	32,733,191	77,140,061	0	111,259,421	-1,386,169	98.8%
（款）民生費	109,873,252	32,733,191	77,140,061	0	111,259,421	-1,386,169	98.8%
（項）社会福祉費	109,873,252	32,733,191	77,140,061	0	111,259,421	-1,386,169	98.8%
（目）国民健康保険運営費	109,873,252	32,733,191	77,140,061	0	111,259,421	-1,386,169	98.8%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 国民健康保険課

（単位：千円）

目	事項		説明及び事業名
	予算額	事項名	
社会福祉総務費	105,801	職員費	105,801
			職員の人件費 1 職員費 職員数 16名
老人福祉費	19,743,671	高齢者医療対策費	19,743,671
			高齢者医療の実施に要する経費 1 後期高齢者医療財政安定化基金事業 (国1/3 県1/3 広域連合1/3, 県単) 573,322 2 後期高齢者医療審査会設置事業 397 3 後期高齢者医療給付費県費負担事業 14,481,350 4 高額医療費県費負担事業 902,875 5 保険基盤安定県費負担事業 3,785,727
国民健康保険指導費	11,356,223	国民健康保険指導費	20,972
			国民健康保険事業に関する指導等に要する経費 1 保険者指導費 2,789 2 保険医療機関指導費 98 3 医療給付専門員等設置事業 14,674 4 国民健康保険審査会設置事業 298 5 事業統計業務委託費 3,113
		国民健康保険助成費	4,448,220
			国民健康保険事業運営の充実強化に要する経費 1 保険料負担軽減事業 4,448,220 (1) 保険基盤安定負担金 (4,419,360) (2) 未就学児均等割保険料負担金 (16,795) (3) 産前産後保険料負担金 (12,065)
		特別会計繰出金	6,887,031
			国民健康保険特別会計への繰出金 1 都道府県繰入金 5,769,172 2 高額医療費負担金 958,495 3 特定健診・保健指導費負担金 156,213 4 保険者事務推進費 3,151

令和7年度当初歳出予算説明資料 【特別会計（事項別）】 国民健康保険課

(単位：千円)

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
国民健康保険 運営費	109,873,252	保険給付費等交付金	89,488,596	国民健康保険保険給付費等交付金に要する経費	
				1 普通交付金	86,720,020
				(1) 現物給付分 (国定額)	(85,005,619)
				(2) 現金給付分 (国定額)	(1,714,401)
				2 特別交付金	2,768,576
				(1) 市町村向け国特別調整交付金 (国10/10)	(1,391,822)
				(2) 市町村向け国民健康保険保険者努力支援交付金 (国10/10)	(423,309)
				(3) 県2号繰入金	(641,019)
		(4) 特定健康診査等負担金 (国1/2 県1/2)	(312,426)		
		社会保険診療報酬支払基金 支出金	19,825,954	社会保険診療報酬支払基金の支払いに要する経費	
				1 後期高齢者支援金 (国定額)	14,968,374
				2 後期高齢者関係事務費拠出金	871
				3 前期高齢者納付金	34,592
				4 前期高齢者関係事務費拠出金	737
				5 介護納付金 (国定額)	4,821,373
				6 病床転換助成関係事務費拠出金	7
		共同事業拠出金	342,029	共同事業拠出金に要する経費	
				1 特別高額医療費共同事業事業費拠出金 (国定額)	341,918
				2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	111
		保健事業費	193,019	保健事業に要する経費	
				1 「できることからはじめよう！健康長寿」啓発支援事業 (国10/10)	1,839
				2 国民健康保険医療費適正化支援事業 (国10/10)	171,180
				3 国民健康保険広報事業 (国10/10)	20,000
		基金積立金	16,439	基金の積立に要する経費	
				1 国民健康保険財政安定化基金積立金	16,439
		国民健康保険団体連合会負担金	876	国民健康保険団体連合会負担金に要する経費	
				1 国民健康保険団体連合会負担金	876
		国民健康保険運営協議会費	494	国民健康保険運営協議会の事務運営に要する経費	
				1 国民健康保険運営協議会費	494
		国民健康保険事務費	5,845	国民健康保険の事務運営等に要する経費	
				1 国民健康保険事務費	1,841
				2 システム関連事業 (国定額)	2,237

令和7年度当初歳出予算説明資料 【特別会計（事項別）】 国民健康保険課

(単位：千円)

目	事項			
	予算額	事項名	予算額	説明及び事業名
				3 診療報酬等返還金回収受託事業 (国10/10) 1,767

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 長寿介護課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
長寿介護課 計	25,141,338	2,332,436	2,604,747	20,204,155	23,733,981	1,407,357	105.9%
一般会計	25,141,338	2,332,436	2,604,747	20,204,155	23,733,981	1,407,357	105.9%
（款）民生費	19,612,560	192,596	166,031	19,253,933	19,189,237	423,323	102.2%
（項）社会福祉費	19,612,560	192,596	166,031	19,253,933	19,189,237	423,323	102.2%
（目）社会福祉総務費	180,382	0	0	180,382	165,613	14,769	108.9%
（目）老人福祉費	19,432,178	192,596	166,031	19,073,551	19,023,624	408,554	102.1%
（款）衛生費	5,528,778	2,139,840	2,438,716	950,222	4,544,744	984,034	121.7%
（項）医薬費	5,528,778	2,139,840	2,438,716	950,222	4,544,744	984,034	121.7%
（目）医務費	5,528,778	2,139,840	2,438,716	950,222	4,544,744	984,034	121.7%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 長寿介護課

（単位：千円）

目	事項			
	予算額	事項名	予算額	説明及び事業名
社会福祉総務費	180,382	職員費	180,382	職員の人件費 1 職員費 職員数 26名 180,382
老人福祉費	19,432,178	生きがい対策費	92,312	高齢者の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとするために要する経費 1 老人クラブ支援事業（国1/3 県1/3 市町村1/3, 県単） 36,401 2 県老人クラブ等活動推進員設置費補助金（国1/2 県1/2） 8,279 3 県老人クラブ連合会支援事業（国1/2 県1/2） 6,329 4 元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業 41,303
		在宅老人介護等対策費	57,199	在宅での介護高齢者等の生活を健全で安らかなものとするために要する経費 1 介護サービス情報の公表推進事業（国1/2 県1/2） 377 2 介護予防・生活支援体制整備市町村支援事業（国10/10） 29,918 3 高齢者権利擁護支援事業（国1/2 県1/2, 県単） 23,784 4 リハビリテーション専門職等機能強化事業（国10/10） 3,120
		認知症高齢者対策費	33,299	認知症高齢者対策に要する経費 1 認知症介護研修事業（国1/2 県1/2, 県単） 13,348 2 認知症疾患医療センター体制整備事業（国1/2 県1/2, 県単） 19,951
		超高齢社会対策費	835	超高齢社会対策に要する経費 1 人生100年みやぎを支える元気なシニア応援事業 835
		介護保険対策費	18,895,054	介護保険の実施に要する経費 1 介護保険財政支援事業 18,819,356 2 介護予防ケアマネジメントアドバイザー派遣事業（国10/10） 3,636 3 介護保険制度運営支援事業（国1/2 県1/2, 県単） 2,632 4 介護サービス相談体制整備支援事業 662 (改) 5 介護支援専門員スキルアップ事業 3,865 6 介護保険制度運営指導事業 13,675 7 介護保険審査会運営事業 955 8 要介護者ケアプラン適正化支援事業（国10/10, 県単） 3,338 9 介護保険利用者負担軽減対策事業（国2/4 県1/4 市町村1/4） 24,665 10 介護職員処遇改善特別支援事業（国10/10） 16,571 11 宮崎県高齢者保健福祉計画策定事業 5,699
		老人福祉施設整備等事業費	353,479	老人福祉施設への建設費・運営費補助等に要する経費 1 老人福祉施設整備等事業 56,840

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 長寿介護課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
				2 軽費老人ホーム事務費補助金	171,956
				3 喀痰吸引等指導者養成事業	1,277
				4 介護施設等防災・減災対策強化事業 (国2/4 県1/4 事業主体1/4)	123,406
医務費	5,528,778	地域医療介護総合確保基金事業費	5,528,778	地域医療介護総合確保基金事業に要する経費	
				1 地域医療介護総合確保基金積立金 (国10/10, 国2/3 県1/3)	3,090,062
				2 利子積立金	1,705
				3 地域医療介護総合確保基金事業	2,437,011
				(1) 医療介護の多職種連携推進事業	(27,241)
				(2) 介護施設等整備事業	(2,021,665)
				(3) 訪問看護体制機能強化事業	(24,000)
				(4) 介護従事者の確保に関する事業	(359,062)
				ア 認知症地域支援体制整備事業	(9,179)
				イ 介護人材確保連携強化事業	(765)
				ウ 介護に関する入門的研修事業	(6,055)
				エ 介護職員スキルアップ支援事業	(7,722)
				オ 成年後見制度利用促進事業	(9,644)
				カ 「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業	(24,500)
				キ 介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業	(8,189)
			(改)	ク 外国人介護人材確保対策事業	(8,200)
			(改)	ケ 介護福祉士養成施設支援事業	(6,790)
				コ 介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業	(4,464)
				サ 介護人材確保対策市町村支援事業	(13,260)
				シ 離職介護福祉士等再就業促進事業	(2,208)
				ス 外国人介護人材マッチング支援事業	(12,933)
				セ 介護生産性向上総合事業	(31,470)
				ソ 介護支援専門員法定研修e-ラーニング支援事業	(1,536)
				タ 外国人介護人材定着支援事業	(3,323)
			(改)	チ 介護テクノロジー導入支援事業	(200,000)
			[新]	ツ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	(6,536)
			[新]	テ 潜在介護支援専門員実態把握調査事業	(2,288)
				(5) アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業	(5,043)

改 介護支援専門員スキルアップ事業

長寿介護課 医療・介護連携推進室 3,865千円
【財源:医療介護確保基金】

事業の目的

介護支援専門員法定研修の評価方法及び実施方法を検討するとともに、新任・経験者など様々なレベルの介護支援専門員を対象とした研修を行うことにより、介護支援専門員全体の資質向上を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 研修向上委員会の設置 1,643千円

法定研修の評価方法及び実施方法を検討するとともに、新任介護支援専門員の資質向上カリキュラムを検討するための委員会及び作業部会を設置・運営する。

② 法定研修の評価改善推進事業の実施 832千円

法定研修の評価や、内容改善のための検討を行うとともに、質の高い法定研修の実施に向けた研修講師・ファシリテーター育成の研修会を開催する。

③ 介護支援専門員資質向上事業 1,390千円

法定研修修了後における介護支援専門員の継続的な実践力養成や、令和6年度から法定研修カリキュラムに新たに加えられた「適切なケアマネジメント手法」等の理解促進を図るため、演習を含む研修会を開催する。

(2) 事業の仕組み

①・②・③ 県  宮崎県介護支援専門員協会

(3) 成果指標

新任介護支援専門員の育成人数（研修会参加者数）	令和9年度末	120人
講師・ファシリテーター育成人数（研修会参加者数）	令和9年度末	300人

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 外国人介護人材確保対策事業

長寿介護課 8,200千円
【財源：医療介護確保基金】

事業の目的

外国人介護人材を受け入れる介護事業所に必要な機材購入や研修実施に要する経費等や住居確保のために要する経費に対して補助を実施することにより、外国人介護人材の受入・定着を促す。

事業の概要

(1) 事業内容

①外国人介護人材受入施設等環境整備事業（補助率 2 / 3 以内、上限額 200 千円） 2,200千円
外国人介護人材受入れ施設等の以下経費の一部を補助する。

- ・外国人職員とのコミュニケーションを促進する取組
- ・外国人職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
- ・外国人職員の生活支援に必要な取組



②外国人介護人材住居確保支援事業（補助率 2 / 3 以内、上限額 200 千円） 6,000千円

- ・介護施設等が外国人介護人材用の住居を借り上げる場合に必要な費用
 - ・自法人で寮を整備する際にかかる費用
- （補助対象経費）賃借料、共益費（管理費）建築費、修繕費（敷金、礼金、更新料等は対象外）
※受入から1年経過するまでの外国人介護人材が対象



(2) 事業の仕組み

①②県 介護事業所

(3) 成果指標

年間の外国人介護人材の増加数 （現状）令和5年12月 159人 → 令和9年12月 252人

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 介護テクノロジー導入支援事業

長寿介護課 200,000千円
【財源：医療介護確保基金】

事業の目的

介護ロボットや介護ソフト等の導入を支援することで、介護職員の負担軽減や業務効率化など働きやすい職場環境を整備し、介護人材の確保及び定着を図る。

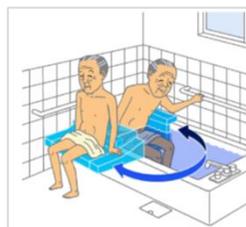
事業の概要

(1) 事業内容

- ① 介護ロボットの導入支援 88,000千円（補助率 3 / 4 以内）
介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する介護ロボットの導入を支援
- ② ICT等の導入支援 68,750千円（補助率 3 / 4 以内）
介護記録から請求業務までを一体的に処理できる介護ソフト及びタブレット端末等の導入を支援
- ③ パッケージ型導入支援（補助率 3 / 4 以内）
 - ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入 31,250千円
介護ロボットやICT機器等を複数組み合わせたパッケージ型による導入を支援
 - イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 12,000千円
見守り機器を効果的に活用するために必要となる通信環境の整備を支援

(2) 事業の仕組み

①～③県 ➡ 補助 ➡ 民間企業等



(3) 成果指標

介護保険施設における介護ロボット又はICTの導入率 80.6%（令和5年） → 100%（令和9年）

事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

長寿介護課 6,536千円
【財源：医療介護確保基金】

事業の目的

訪問介護等サービス事業者が行う人材確保に向けた体制構築のほか、経営改善に向けた取り組みや、カスタマーハラスメント対策にかかる取組へ支援をすることで、地域が必要とする訪問介護等サービスの安定的なサービス提供につなげる。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 人材確保体制構築支援事業 4,536千円
 - ・訪問介護等事業者が介護人材の確保やカスタマーハラスメント対策に向けて行う、研修体系構築や同行支援等の取組を支援する。
- ② 経営改善支援事業 2,000千円
 - ・訪問介護等事業者が、地域における持続的な経営に向けて行う、専門家への相談や他事業者との連携等の経営改善にかかる取組を支援する。

(2) 事業の仕組み

- ①②県  民間企業



(3) 成果指標

本事業を活用して経営改善を図った訪問介護事業所数 20事業所（令和9年）
 県内訪問介護事業所の廃止事業所数 19事業所（令和5年）⇒ 9事業所（令和9年）

事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 潜在介護支援専門員実態把握調査事業

長寿介護課 医療・介護連携推進室 2,288千円
【財源：医療介護確保基金】

事業の目的

介護支援専門員（ケアマネジャー）の人材不足が懸念される中、有資格者ではあるが就労していない「潜在介護支援専門員」の就職を促す施策を検討するため、潜在介護支援専門員の実態を把握するアンケート調査を実施する。

事業の概要

(1) 事業内容

潜在介護支援専門員を対象としたアンケート調査 2,288千円
県内の潜在介護支援専門員（約4,500名：見込）に対し、介護支援専門員として就職していない理由や現在の職業など、実態把握のためのアンケート調査を行う。
また、今後の施策展開の基礎資料とするため、アンケートで収集した情報を基に報告書を作成する。

(2) 事業の仕組み

① 県  民間事業者等

(3) 成果指標

アンケート回収率 （潜在介護支援専門員の総数の） 40%

事業の期間

令和7年度

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 障がい福祉課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
障がい福祉課 計	19,685,196	2,317,587	711,198	16,656,411	18,474,300	1,210,896	106.6%
一般会計	19,685,196	2,317,587	711,198	16,656,411	18,474,300	1,210,896	106.6%
（款）民生費	19,685,196	2,317,587	711,198	16,656,411	18,474,300	1,210,896	106.6%
（項）社会福祉費	14,348,869	1,927,800	176,488	12,244,581	13,646,533	702,336	105.1%
（目）社会福祉総務費	1,004,910	3,760	142,791	858,359	986,657	18,253	101.8%
（目）障害者福祉費	219,982	89,099	31,868	99,015	244,520	-24,538	90.0%
（目）社会福祉施設費	96,734	34,109	1,829	60,796	87,259	9,475	110.9%
（目）精神保健福祉費	213,817	85,116	0	128,701	193,150	20,667	110.7%
（目）障害者自立支援費	12,813,426	1,715,716	0	11,097,710	12,134,947	678,479	105.6%
（項）児童福祉費	5,336,327	389,787	534,710	4,411,830	4,827,767	508,560	110.5%
（目）児童措置費	4,818,979	388,159	192,430	4,238,390	4,402,947	416,032	109.4%
（目）児童福祉施設費	517,348	1,628	342,280	173,440	424,820	92,528	121.8%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 障がい福祉課

(単位：千円)

目	事項		説明及び事業名
	予算額	事項名	
社会福祉総務費	1,004,910	職員費	1,004,910
			職員の人件費 1 職員費 1,004,910 総職員数 119名 障がい福祉課 23名 こども療育センター外 96名
障害者福祉費	219,982	障がい者社会参加推進費	61,031
			障がい者の社会参加及び福祉のまちづくりの推進等に要する経費 1 社会参加推進事務費 1,148 (改) 2 人にやさしい福祉のまちづくり事業 6,022 3 障害福祉サービス従業者養成研修事業 (国1/2 県1/2) 6,825 4 障害者権利擁護センター運営事業 (国1/2 県1/2) 8,524 5 内部障がい者福祉対策事業費 (国1/2 県1/2) 361 6 障害者社会参加推進センター運営費 (国1/2 県1/2, 県単) 13,809 7 身体障がい者補助犬育成事業 (国1/2 県1/2) 2,045 8 手話等による意思疎通支援事業 (国1/2 県1/2, 県単) 18,680 9 障がい者社会参加促進事業費補助金 (国1/2 県1/2) 500 10 宮崎県手をつなぐ育成会事務局設置費 3,117
		障がい者スポーツ振興対策費	74,135
			障がい者スポーツ振興に要する経費 1 宮崎県障害者スポーツ協会運営費 (国1/2 県1/2, 県単) 19,874 2 障がい者スポーツ振興対策事業 (国1/2 県1/2, 県単) 15,112 (改) 3 全国障害者スポーツ大会団体競技等派遣事業 9,886 4 障がい者アスリート育成強化事業 (国1/2 県1/2) 6,461 (改) 5 スポーツを通じた共生社会実現事業 9,002 6 全国障害者スポーツ大会練習環境整備事業 4,400 7 全国障害者スポーツ大会団体競技チーム力強化事業 9,400
		特別障害者手当等給付費	76,915
			常時介護を要する重度障がい者の手当に要する経費 1 手当給付費 (国3/4 県1/4) 76,375 2 手当給付審査委員会費 69 3 事務費 471
		福祉こどもセンター費	7,901
			福祉こどもセンター等の運営に要する経費 1 法施行事務費 5,316 2 更生相談諸費 (国2/3 県1/3, 県単) 2,585
社会福祉施設費	96,734	身体障害者相談センター費	40,958
			身体障害者相談センターの運営に要する経費 1 身体障害者更生相談所関連事業 (国2/3 県1/3, 県単) 27,960 2 高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業 (国1/2 県1/2, 県単) 8,146

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 障がい福祉課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
				(改) 3 高次脳機能障がい通所教室運営事業 (国1/2 県1/2)	4,852
		障がい者情報提供施設運営費	55,776	視覚障害者センター及び聴覚障害者センターの運営委託に要する経費 1 管理運営委託費 (国1/2 県1/2, 県単)	55,776
精神保健福祉費	213,817	精神保健費	190,635	精神障がい者に対する医療扶助及び保護、発生予防対策等に要する経費 1 審査会、措置診察、病院指導等業務 (国3/4 県1/4, 県単) 8,631 2 措置入院費公費負担事業 (国3/4 県1/4) 52,100 3 精神科救急医療システム整備事業 48,826 (1) 精神科救急医療システム事業 (47,800) (改) ア 精神科救急医療システム事業 (国1/2 県1/2) (44,822) イ 精神科救急情報センター運営事業 (国1/2 県1/2) (2,978) (2) 医療保護入院等移送発動関係 (国1/2 県1/2, 県単) (1,026) 4 精神保健管理事務費 39,741 5 こころの健康相談・啓発事業 (国1/3 県2/3, 県単) 6,149 6 災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備事業 3,052 (国10/10, 国1/2 県1/2) 7 ひきこもり支援事業 (国1/2 県1/2) 24,094 8 依存症対策地域支援事業 (国1/2 県1/2) 5,187 9 精神障がい者地域移行支援事業 (国1/2 県1/2) 2,855	
		精神保健福祉センター費	23,182	精神保健福祉センターの運営に要する経費 1 一般事業 (国2/3 県1/3, 県単) 19,644 2 施設運営費 3,538	
障害者自立支援費	12,813,426	障がい者自立推進費	12,717,306	障がい者の自立支援に要する経費 1 介護給付・訓練等給付費 8,411,747 2 自立支援医療費 (国1/2 県1/2, 県単) 4,043,082 3 地域生活支援事業 219,775 4 市町村障がい者相談支援業務バックアップ事業 600 (国1/2 県1/2) 5 自立支援事務費 6,177 6 障がい者差別解消事業 (国1/2 県1/2, 県単) 4,741 7 障がい福祉サービス事業所施設整備事業 18,900 (国2/4 県1/4 事業主体1/4) [新] 8 障がい福祉分野のICT導入支援事業 12,284 (国1/2 県1/2, 国2/4 県1/4 事業主体1/4)	
		障がい者就労支援費	96,120	障がい者の就労支援に要する経費	

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 障がい福祉課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
				1 障害者就業・生活支援センター事業（国1/2 県1/2, 県単） 43,163 2 障がい者雇用理解促進事業 652 3 委託訓練事業（国10/10） 18,071 4 訓練手当（国1/2 県1/2） 13,695 5 障がい者工賃向上等支援事業（国1/2 県1/2） 8,567 6 みやぎの強みを活かした農福連携等支援事業 9,220 （国1/2 県1/2） 7 障がい者雇用機会拡大推進事業 2,752	
児童措置費	4,818,979	障がい児支援費	3,354,069	障がい児の福祉に要する経費	
				1 障がい児施設給付費（国1/2 県1/2, 県単） 3,125,488	
				2 障がい児支援事務費 1,267	
				3 障がい児等療育支援事業 25,494	
4 発達障がい者支援事業 108,567					
(1) 発達障害者支援センター運営事業（国1/2 県1/2） (64,454)					
(改) (2) 発達障がい支援体制整備事業（国1/2 県1/2, 県単） (21,741)					
(3) 地域障害児支援体制強化事業 (16,092)					
[新] (4) 障がい児地域支援体制整備サポート事業（国10/10） (6,280)					
5 医療的ケア児等在宅支援体制強化事業（国1/2 県1/2, 県単） 30,256					
6 医療的ケア児等総合支援事業 5,303					
7 医療的ケア児等短期入所拡大促進事業 38,766					
8 障がい児等福祉対策事業 6,825					
(1) 在宅障がい児療育キャンプ等事業 (2,306)					
(2) 障がい児地域療育機能強化事業 (2,499)					
(改) (3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 (2,020)					
9 特別児童扶養手当支給事務費（国10/10） 12,103					
		心身障害者扶養共済事業費	189,621	障がい者の扶養共済事業に要する経費	
				1 加入者負担金 9,897	
				2 年金及び弔慰金等給付費 113,200	
				3 事務費（国1/2 県1/2） 200	
				4 特別調整費（国1/2 県1/2） 66,324	
		重度障がい者（児）医療費公費負担事業費	1,275,289	重度障がい者（児）に対する医療費補助に要する経費	
				(改) 1 重度障がい者（児）医療費公費負担事業 1,275,289	
児童福祉施設費	517,348	こども療育センター費	517,348	こども療育センターの運営に要する経費	
				1 こども療育センター費（国1/2 県1/2, 県単） 517,348	

改 人にやさしい福祉のまちづくり事業

障がい福祉課 6,022千円
【財源：一般財源】

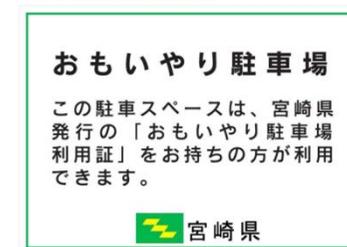
事業の目的

人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づき、全ての人々が住み慣れた地域の中で安心して暮らすとともに、社会、経済、文化等様々な活動に積極的に参加できる社会環境の整備を推進する。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 施設整備の促進、福祉のまちづくり優良事例表彰等 52千円
 - ・ 整備基準を満たす施設への適合証の交付
 - ・ 福祉のまちづくり優良事例（ハード、ソフト）表彰
- ② みやざきアクセシビリティ情報マップのホームページ運営 753千円
施設等のバリアフリー情報を掲載したホームページの管理・更新
- ③ 障がい者等用駐車場利用証制度（おもいやり駐車場制度）事業 5,217千円
身体障がい者用等駐車場の適正利用と駐車区画確保のための利用証交付
多胎児保護者の利用期間拡充、駐車区画確保のための啓発 等



(2) 事業の仕組み

- ① 県 ② 県  民間企業等 ③ 県

(3) 成果指標

- ① 適合証交付数 令和5年度 314件 → 令和9年度 362件
- ② ホームページ登録施設数 令和6年度（8月）2,700件 → 令和9年度 3,000件
- ③ おもいやり駐車場制度区画数（累計） 令和5年度 3,018区画 → 令和9年度 3,200区画
おもいやり駐車場利用証交付数／年 前事業期間平均 3,900枚 → 平均 4,200枚

→ 誰もが利用しやすい施設、駐車場整備による人にやさしい福祉のまちづくりの実現

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 全国障害者スポーツ大会団体競技等派遣事業

障がい福祉課 9,886千円
【財源：国スポ・障スポ基金、一般財源】

事業の目的

2027年の全国障害者スポーツ大会（全障スポ大会）本県開催に向けて、全障スポ大会及び同九州ブロック予選会に本県代表チームを派遣することで、団体競技チーム力の一層の強化を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 全障スポ大会九州ブロック予選会派遣事業 3,700千円
全障スポ大会九州ブロック予選会へ本県代表チーム派遣を補助する。（定額）
- ② 全障スポ大会団体競技等派遣事業 6,186千円
九州ブロック予選会を突破したチームを全障スポ大会へ派遣する。

(2) 事業の仕組み

- ①② 県  宮崎県障がい者スポーツ協会

(3) 成果指標

- ① 全障スポ大会九州ブロック予選会出場チーム数
令和6年度 8 → 令和7年度 10 → 令和8年度 12
 - ② 全障スポ大会出場チーム数
令和6年度 0 → 令和7年度 3 → 令和8年度 4
- 令和9年度に向けた団体競技チーム力向上
各競技団体への選手定着や安定的な運営基盤構築



事業の期間

令和7年度～令和8年度

改 スポーツを通じた共生社会実現事業

障がい福祉課 9,002千円
【財源:国スポ・障スポ基金】

事業の目的

障がいの有無に関わらず参加できる「共生スポーツ大会」の開催等により、全障スポ大会に向けた気運醸成を図るとともに、大会後も見据えてパラスポーツの普及を促進し、共生社会の実現を目指す。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 共生スポーツ大会開催助成事業 2,650千円
 - ・各競技団体が開催する共生スポーツ大会運営費の補助
- ② 指導者養成事業 5,775千円
 - ・全障スポ大会の全競技種目を対象とする指導者講習会の開催
 - ・指導者のスキルアップのための講習受講に係る費用の補助等
- ③ 広報啓発事業 450千円
 - ・LINEを通じたパラスポーツ等に関する情報発信
- ④ ひなたパラアスリート等育成・強化委員会開催事業 127千円
 - ・全障スポ大会に向けた選手強化やパラスポーツの普及等のための会議開催



(2) 事業の仕組み

- ①②県 宮崎県障がい者スポーツ協会 ③県 民間企業等 ④県

(3) 成果指標

- ①講習会受講者数 R5:94名 → R9:340名
 - ②共生スポーツ大会参加者数 R5:1525名 → R9:1700名
 - ③LINE登録者数 R5:500名 → R9:1000名
- 全障スポ大会本県開催に向けた県民の気運醸成と障がい者の社会参加促進

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 高次脳機能障がい通所教室運営事業

障がい福祉課 4,852千円
【財源：国庫、一般財源】

事業の目的

高次脳機能障がい者等が、障がいについて学び、社会参加に必要な知識や技能を集団で訓練する「通所教室」を運営することにより、高次脳機能障がい者等の自立や社会参加を促す。

事業の概要

(1) 事業内容

○「通所教室」の運営・研究

高次脳機能障がい者等の社会復帰につながる「通所教室」（1教室・全24回）のプログラムを医療機関等の専門機関に委託・運営するとともに、高次脳機能障がい者等のニーズに応じたプログラムのコンパクト化の研究・実践、開催場所の更なる展開（宮崎市外など）を進める。

- 【実施内容】
- ①自己の障がいへの気づきのための学習
 - ②失われた機能の代償となる手段の活用及び習慣化を図る訓練
 - ③生活技能訓練等

※「高次脳機能障がい」とは、交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態をいう。

(2) 事業の仕組み

県  民間医療機関等

(3) 成果指標

- ① 3年間（令和7～9年度）の修了者の復職・就労又は社会参加（外出頻度増加など）の割合
現状（令和4～5年度）：42.9%（14名中6名） → （令和7～9年度）：45%
- ②修了者の満足度：8割以上

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 精神科救急医療システム事業

障がい福祉課 44,822千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

夜間・休日における精神科救急医療体制を整備し、精神疾患の急激な発症や病状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等に対して迅速かつ適切な医療の提供を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 精神科救急医療体制確保事業 40,338千円
夜間・休日において輪番制、常時対応型施設の指定により24時間365日の精神科救急医療体制を整備する。
- ② 身体合併症救急対応事業 4,331千円
身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制を確保する。
- ③ 精神科救急医療システム連絡調整委員会 153千円
精神科救急医療の円滑な運営を行うため、関係機関により構成される連絡調整委員会を設置する。

(2) 事業の仕組み

- ①県  民間団体、民間病院 ②県  県立宮崎病院(精神医療センター) ③県

(3) 成果指標

精神科救急医療体制確保日数 123日 → 365日
夜間や休日等における入院診療・外来診療を含めた適切な精神科医療の提供

事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 障がい福祉分野のICT導入支援事業

障がい福祉課 12,284千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

障害福祉サービス事業所等に対しICT導入の際の経費を支援することにより、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進し、質の高い障害福祉サービスの提供及び福祉・介護人材の確保を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① ICT導入補助金 12,000千円（補助率3/4以内、上限額100万円※）

補助対象者：障害福祉サービス事業所（障がい児者施設入所支援及び共同生活援助）を運営する法人

補助対象経費：情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）、ソフトウェア、通信環境機器（Wi-Fiルーターなど）等の導入に係る経費

※施設従業員数が10人未満の場合は従業員数×10万円を上限額とする。

- ② ICT導入に関する研修会 284千円

障害福祉サービス事業所等を対象にICT活用事例等の研修会を実施



(2) 事業の仕組み

- ① 県  民間団体（施設入所支援及び共同生活援助を運営する法人）

② 県

(3) 成果指標

業務時間縮減事業所数 → 令和9年度（36事業所）

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 発達障がい支援体制整備事業

障がい福祉課 21,741千円

【財源:国庫、地域医療介護基金、一般財源】

事業の目的

発達障がい児者及びその家族に対して、乳幼児期から成人期まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築及び発達障がいの診断可能な医療機関の拡充を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 地域支援マネジャー配置事業 16,148千円
 - ・発達障害者支援センターに心理士を配置し市町村の乳幼児健診等に派遣
 - ・障害福祉サービス事業所等の困難ケースに対する相談支援・技術支援や助言の実施
- ② 家族等支援事業 1,691千円
 - 保護者向け理解促進セミナーの開催、ペアレントメンターの養成及び相談対応
- ③ 医師向け研修事業 3,137千円
 - ・かかりつけ医等への対応力向上研修や発達障がいの診療を希望する医師向けに医療機関での陪席研修の実施
 - ・発達障がい医療体制を検討する協議の場の設置
- ④ 児童発達支援センター機能強化事業 765千円
 - ・児童発達支援センターによる早期療育や家族支援、障害児通所事業所への助言

(2) 事業の仕組み

県  ①②県社会福祉事業団、②県自閉症協会 ③県医師会、宮崎大学 ④社会福祉法人

(3) 成果指標

発達障がいの診察可能と県HPで公開する医療機関数 現状（令和5年度）27 → 令和9年 40

事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 障がい児地域支援体制整備サポート事業

障がい福祉課 6,280千円
【財源：国庫】

事業の目的

県全域で障がい児支援体制の整備をするにあたり、各市町村の現状と課題を把握することにより、県と市町村の役割を整理し、市町村の体制整備への取組促進を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 市町村とのネットワーク構築
地域における障がい児支援にかかる体制整備のための職員を配置
職員が市町村を巡回・訪問することにより、市町村へのサポート体制やネットワークの構築を行う
- ② 市町村の地域支援体制に係る状況把握・分析
各市町村における社会資源の整備状況や障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握・調査結果分析
- ③ 状況把握・分析結果の公表及び市町村への助言・援助等
 - ・状況把握・分析により整理した市町村における支援体制等について公表
 - ・県内の現状や課題に関する市町村向け説明会や市町村自立支援協議会等への助言、援助等

(2) 事業の仕組み

県  民間団体

(3) 成果指標

サポート職員巡回市町村数 0（令和6年度）→16（令和9年度）

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

障がい福祉課 2,020千円
【財源：一般財源】

事業の目的

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成することで言語習得及び教育における健全な発達を支援する。

事業の概要

(1) 事業内容

① 助成対象者

- ・ 18歳以下であること
- ・ 聴覚障がいに関して身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ・ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師から判断されていること
- ・ 保護者の所得制限を撤廃

② 助成対象費用

補聴器の購入費用、補聴器の耐用年数経過後に更新する費用、補聴器の修理費用

③ 助成額

補装具支給制度基準額の1/3（県1/3 市町村1/3 補聴器利用者1/3）

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は自己負担なし

(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

新規・更新の給付人数 現状（令和5年度）24件/年 → 令和9年度 29件/年

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 重度障がい者(児)医療費公費負担事業

障がい福祉課 1,275,289千円
【財源:一般財源】

事業の目的

重度の障がい者(児)に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者(児)の保健・福祉の増進や経済的負担の軽減を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

補助対象：県内26市町村 補助率：1/2

助成対象者：①身体障害者手帳1級又は2級

②重度の知的障がい者(療育手帳A)

③身体障害者手帳3級かつ中度の知的障がい者(療育手帳B1)

④精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級) ※精神科入院を除く

自己負担額：入院1,000円/月、外来(通院)500円/1診療報酬明細書

所得制限：老齢福祉年金に準じる

給付方法：現物給付

(2) 事業の仕組み

県  市町村

(3) 成果指標

補助対象数：(現状) 県内26市町村 → (令和7年度～) 県内26市町村

事業の期間

令和7年度～

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 衛生管理課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
衛生管理課 計	1,617,528	17,464	1,016,291	583,773	1,823,842	-206,314	88.7%
一般会計	1,617,528	17,464	1,016,291	583,773	1,823,842	-206,314	88.7%
（款）衛生費	1,617,528	17,464	1,016,291	583,773	1,823,842	-206,314	88.7%
（項）公衆衛生費	175,944	0	14,291	161,653	166,419	9,525	105.7%
（目）予防費	175,944	0	14,291	161,653	166,419	9,525	105.7%
（項）環境衛生費	1,441,584	17,464	1,002,000	422,120	1,657,423	-215,839	87.0%
（目）環境衛生総務費	723,223	0	443,688	279,535	723,189	34	100.0%
（目）食品衛生指導費	669,444	5,041	552,334	112,069	611,235	58,209	109.5%
（目）環境衛生指導費	48,917	12,423	5,978	30,516	322,999	-274,082	15.1%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 衛生管理課

（単位：千円）

目	事項		説明及び事業名	
	予算額	事項名		
予防費	175,944	動物管理費	175,944	狂犬病予防並びに野犬等による危害発生防止と動物愛護に要する経費 1 動物適正飼養管理指導事業 7,723 2 犬の捕獲抑留及び飼養管理等業務委託費 104,368 3 動物保護管理所等維持管理費 17,128 4 動物愛護センター運営費 33,948 5 飼い主のいない猫適正管理事業 10,751 6 人と動物が共生する地域社会づくり事業 2,026
			723,223	職員費
環境衛生総務費	669,444	食品衛生試験費	851	ふぐ処理師、調理師試験等に要する経費 1 ふぐ処理師試験費 496 2 調理師・製菓衛生師試験費 355
		食肉衛生検査所費	588,059	食肉の安全確保を図るための食肉衛生検査事業に要する経費 1 と畜検査業務運営費 386,749 2 食肉衛生検査所維持管理事業 61,359 3 食肉残留物質検査用機器整備費 5,074 4 と畜検査電算システム事業 8,935 5 と畜検査補助業務委託事業 10,449 6 BSE検査業務運営費（国10/10） 660 7 食肉衛生検査所業務改善事業 10,780 8 食肉衛生検査所機能強化事業（国1/3 県2/3, 県単） 104,053
		食品衛生監視費	80,534	食品等に起因する衛生上の危害発生の未然防止に要する経費 1 施設の監視指導及び収去検査事業 18,572 2 食品衛生推進事業委託費 50,079 3 残留農薬・抗生物質等検査事業（国10/10, 県単） 5,409 4 食品衛生自主管理体制推進事業 1,067 (改) 5 みんなで守る食の安全対策事業 1,960 6 食品による健康被害防止対策強化事業 3,447
環境衛生指導費	48,917	生活衛生指導助成費	37,192	生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導に要する経費 1 生活衛生営業指導センター運営助成事業 36,932 (国1/2 県1/2, 県単)

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 衛生管理課

（単位：千円）

目	事項		
	予算額	事項名	説明及び事業名
			2 公衆浴場育成補助費 260
		生活環境対策費 7,498	水道施設の普及促進、水質検査体制の整備並びに建築物等の衛生対策の推進に要する経費 1 水道維持管理指導事業 3,061 2 水道建設指導費（国1／2 県1／2） 831 3 建築物等衛生監視指導費 464 4 水道水質総合管理推進事業 1,995 5 水道水質検査体制機能強化事業 504 6 飲用井戸等衛生対策確保事業 643
		生活衛生監視試験費 4,227	生活衛生関係営業の監視・指導及び衛生水準の向上並びにクリーニング師試験に要する経費 1 生活衛生営業施設の監視指導事業 2,106 2 生活衛生適正化審議会費 90 3 クリーニング師試験費 179 4 レジオネラ症発生防止対策強化事業 1,852

改 みんなで守る食の安全対策事業

衛生管理課 1,960千円
【財源：一般財源】

事業の目的

消費者の食の安全に対する意識向上を図るとともに、食品取扱事業者の自主衛生管理体制を推進することにより、食中毒等の危害を未然に防ぎ県民の健康保護に繋げる。

事業の概要

(1) 事業内容

① 消費者への啓発 836千円
消費者の食品に対する意識改革を促すため、食中毒対策についての啓発動画作成及び放映等を行う。

② 事業者への技術的支援 1,124千円
事業者の自主衛生管理体制を推進するため、施設規模や衛生管理の取組状況に応じた、HACCP講習会等の開催及び実地指導を行う。

(2) 事業の仕組み

① 県  民間企業 ② 県  公益社団法人宮崎県食品衛生協会



加熱不十分で提供される食品の一例（ハンバーグ）
（厚生労働省X（旧twitter）より）

(3) 成果指標

食中毒発生件数 令和5年11件 → 令和9年0件
HACCP講習会・セミナー11回/年、実地指導8回/年

<令和5年の食中毒発生状況（県のみ）>

件数	患者数	事件数の原因別内訳 ※()内は、患者数
11	192	ノロウイルス3(165)、サルモネラ属菌1(20)、アニサキス7(7)

事業の期間

令和7年度～令和9年度

1 予算議案

【議案第1号】

債務負担行為（追加）

都農食肉衛生検査所建設工事

衛生管理課

1 概要

都農食肉衛生検査所新庁舎の建設工事に複数年を要するため、債務負担行為の設定を行う。

2 限度額

699,387千円

3 期間

令和7年度から令和8年度まで

4 事業スケジュール（予定）

年度	令和7年度	令和8年度
工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主体工事 ・ 給排水設備工事 ・ 電気設備工事 ・ 空調設備工事 <p style="text-align: right;">（着工：10月頃）</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外構工事 <p style="text-align: right;">（竣工：10月末頃、供用開始：12月頃）</p>

5 計画建物概要

○構造：鉄筋コンクリート造2階建て（一部鉄骨造）

○延床面積：769.00㎡

○建設地：児湯郡都農町大字川北（株式会社ミヤチク都農工場の敷地内）

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 健康増進課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
健康増進課 計	4,025,088	1,704,366	184,497	2,136,225	3,692,135	332,953	109.0%
一般会計	4,025,088	1,704,366	184,497	2,136,225	3,692,135	332,953	109.0%
（款）衛生費	4,025,088	1,704,366	184,497	2,136,225	3,692,135	332,953	109.0%
（項）公衆衛生費	4,025,088	1,704,366	184,497	2,136,225	3,692,135	332,953	109.0%
（目）公衆衛生総務費	1,131,831	458,494	7,178	666,159	1,137,402	-5,571	99.5%
（目）予防費	2,893,257	1,245,872	177,319	1,470,066	2,554,733	338,524	113.3%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 健康増進課

（単位：千円）

目	事項		説明及び事業名
	予算額	予算額	
公衆衛生総務費	1,131,831	148,606	職員の人件費 1 職員費 職員数 20名 148,606
		680,609	母子保健対策費 1 母子保健体制強化事業（国1/2 県1/2, 県単） 1,478 2 先天性代謝異常等検査事業（国1/2 県1/2, 県単） 28,390 3 難病の子どもの支援事業 309 4 HTLV-1母子感染対策事業（国1/2 県1/2） 1,092 [新] 5 産後ケア事業 13,579 6 安心して出産のできる体制推進事業 159,273 （国1/3 県2/3, 国1/3 事業主体2/3, 県単） 7 新生児聴覚検査・療育体制連携強化事業（国1/2 県1/2） 964 8 プレコンセプションケア支援事業（国1/2 県1/2, 県単） 17,480 9 分娩取扱施設等整備事業（国1/2 事業主体1/2） 53,494 10 旧優生保護法に基づく一時金支給円滑化事業（国10/10） 6,817 (改) 11 周産期医療ネットワーク運営等支援事業 125,524 （国1/2 県1/2, 国1/2 事業主体1/2） 12 若年がん患者等妊孕性温存支援事業（国1/2 県1/2） 7,550 13 妊活スタート応援事業 4,500 (改) 14 妊婦等相談支援事業 92,541 15 不妊治療費支援事業 154,419 (改) 16 妊産婦健診通院等支援事業 13,199 （国2/4 県1/4 市町村1/4, 県単）
		22,307	未熟児養育医療費 1 未熟児養育医療費 22,288 2 未熟児養育医療等事務費 19
		12,612	身体障がい児育成医療費 1 身体障がい児育成医療費 11,665 2 結核児童療育費（国1/2 県1/2） 496 3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（国1/2 県1/2） 382 4 身体障がい児対策事務費 69
		262,295	小児慢性特定疾病対策費 1 小児慢性特定疾病医療費（国1/2 県1/2） 259,347 2 小児慢性特定疾病事務費（国1/2 県1/2, 県単） 2,041

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 健康増進課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項	説明及び事業名	
				3	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 (国2/4 県1/4 町村1/4, 国1/2 市1/2)	907
		栄養改善対策費	5,402		県民の栄養及び食生活改善指導等に要する経費	
				1	栄養調査費 (国10/10)	2,242
				2	栄養教育事業費	1,832
				3	研修会・学会・会議費	501
				4	食品表示適正化事業	827
予防費	2,893,257	歯科保健対策費	34,597		生涯を通じた歯科保健の推進のための歯の健康づくりに関する知識の普及啓発等に要する経費	
				1	歯科疾患予防対策事業 (国10/10)	750
				2	在宅歯科医療推進事業	17,200
				3	障がい児者歯科保健医療体制整備事業 (国1/2 県1/2, 県単)	5,147
				4	地域医療支援病院等における医科歯科連携推進事業	11,500
		がん対策総合推進費	336,750		がん対策の推進に要する経費	
				1	がん対策総合推進事業 (国1/2 県1/2)	26,060
				2	がん登録推進事業 (国1/2 県1/2, 県単)	12,223
				3	がん医療機能高度化推進事業	43,512
				(改) 4	がん医療機器等整備支援事業	254,955
		健康増進対策費	139,282		健康づくり推進センターの管理運営及び健康増進事業に要する経費	
				1	健康づくり推進センター管理運営委託料 (国1/2 県1/2, 県単)	69,804
				2	市町村健康増進事業費県費補助事業 (国10/10, 国1/3 県1/3 市町村1/3)	58,470
				[新] 3	熱中症予防対策促進事業	660
				4	たばこ・受動喫煙対策促進事業 (国1/2 県1/2, 県単)	5,352
				5	健康みやざき推進事業 (国1/2 県1/2, 県単)	4,996
		ハンセン病入所者援護費	2,547		ハンセン病についての普及啓発や療養所入所者の社会復帰等の支援に要する経費	
				1	家族生活援護費 (国10/10)	230
				2	ハンセン病啓発・ふるさと交流促進事業	2,317
		難病等対策費	2,070,503		特定の疾患に対する医療扶助及び難病等対策の推進に要する経費	
				1	指定難病医療費 (国10/10, 国1/2 県1/2)	1,922,716
				2	指定難病事業事務費 (国1/2 県1/2, 県単)	108,619
				(1)	専門委員会経費 (国1/2 県1/2)	(1,881)

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 健康増進課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
				(2) 審査等事務費 (国1/2 県1/2, 県単)	(15,982)
				(3) 会計年度任用職員費	(7,895)
				(4) 難病審査会業務委託	(13,958)
				[新] (5) 指定難病等業務効率化事業	(68,903)
				3 臨床調査個人票等電子化支援事業 (国10/10)	4,000
				4 難病相談・医療支援事業 (国1/2 県1/2, 県単)	16,062
				5 臓器移植・骨髄提供推進事業	10,362
				6 難病患者在宅療養支援事業 (国1/2 県1/2)	2,524
				7 アレルギー疾患医療提供体制整備事業 (国1/2 県1/2, 県単)	6,220
		原爆被爆者医療事業費	150,088	原爆被爆者への健康診断実施及び各種手当支給等に要する経費	
				1 原爆被爆者健康管理、各種手当 (国10/10)	128,959
				2 原爆被爆者健康診断委託費 (国10/10)	3,038
				3 事務費 (国10/10)	1,497
				4 介護保険等利用被爆者助成事業 (国1/2 県1/2)	15,784
				5 原爆死没者慰霊事業 (国2/3 県1/3)	810
		肝炎総合対策費	103,449	肝炎治療に対する医療扶助及び肝炎対策の推進に要する経費	
				1 肝炎総合対策事業	103,449
				(1) 肝炎治療費助成事業 (国1/2 県1/2)	(92,596)
				(2) ウイルス性肝炎重症化予防体制整備事業 (国1/2 県1/2)	(1,841)
				(3) 肝炎患診療地域連携体制整備事業 (国1/2 県1/2)	(9,012)
		健康長寿社会づくり推進費	56,041	県民がいつまでも健康で、いきがいをもって暮らすことができる「健康長寿社会づくり」の推進に要する経費	
				1 健康長寿社会づくりプロジェクト推進事業	56,041
				(1) 糖尿病・慢性腎臓病対策強化事業 (国1/2 県1/2)	(2,668)
				(2) 生活習慣病予防のための環境づくり推進事業 (国1/2 県1/2, 県単)	(8,216)
				(3) 生涯を通じた予防・健康づくり推進事業 (国1/2 県1/2, 県単)	(4,796)
				(4) 歯科口腔保健推進強化事業 (国10/10, 国1/2 県1/2, 県単)	(15,600)
				(5) 食と運動による健康生活推進事業	(13,332)
				(改) (6) 循環器病対策強化事業 (国1/2 県1/2, 県単)	(11,429)

新 産後ケア事業

健康増進課 13,579千円
【財源：一般財源】

事業の目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業について、市町村への財政的支援を行うことにより産後も安心して子育てができる環境づくりを推進する。

事業の概要

- (1) 事業内容
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する市町村に対し、事業に要する経費の一部を補助
(補助率 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)
- (2) 事業の仕組み
県  市町村
- (3) 成果指標
産後ケア事業の実施方法のうち宿泊型を実施する市町村数
現状（令和6年度） 15市町村 → 令和9年度 26市町村



事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 周産期医療ネットワーク運営等支援事業

健康増進課 125,524千円

【財源：国庫、一般財源】

事業の目的

一次と周産期母子医療センターの双方向で周産期管理を行うために整備した周産期医療ネットワークシステムについて、業務に従事する産科医やシステム機器更新への支援を行い、周産期医療体制の強化を図ることで、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

事業の概要

(1) 事業内容

①周産期医療ネットワーク運営支援事業 68,295千円

周産期医療ネットワークの運営を担う産科医療機関に対する運営費の支援
(国1/2、事業所1/2)

②周産期医療ネットワークシステム整備事業 57,229千円

県で整備(補助)した周産期医療ネットワークの機器更新にかかる支援
(国1/2、県1/2)

(2) 事業の仕組み

①及び②県  産科医療機関

(3) 成果指標

周産期死亡率

現状(令和5年度) 2.9ポイント → 令和9年度 3.0ポイント以下を維持

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 妊婦等相談支援事業

健康増進課 92,541千円
【財源：一般財源】

事業の目的

妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」及び妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

①妊婦等包括相談支援事業 16,403千円

妊婦等包括相談支援事業を実施する市町村に対し、事業に要する経費の一部を補助

②妊婦のための支援給付費補助金 14,488千円

妊婦のための支援給付を実施する市町村に対し、事業に要する経費の一部を補助

③出産・子育て応援給付金（制度化前の経過措置分） 61,650千円

出産・子育て応援給付金を実施する市町村に対し、事業に要する経費の一部を補助

【実施主体】①～③ 市町村

【補助割合】①～② 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

③ 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6

(2) 事業の仕組み

①～③ 県  市町村

(3) 成果指標

子育てに関する不安感や負担感を感じている県民の割合（宮崎県県民意識調査）
現状（令和5年度）35.3% → 令和9年度 30.0%

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 妊産婦健診通院等支援事業

健康増進課 13,199千円
【財源：国庫、一般財源】

事業の目的

心身の負担の大きい妊産婦に対して、妊産婦健診にかかる通院費用及び分娩取扱施設への交通費・宿泊費を支援することにより、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

事業の概要

(1) 事業内容

①妊産婦健診受診のための通院に要する費用の一部を助成する市町村に対する補助 8,048千円
(補助率 1 / 2 以内、上限額16,000円)
※市町村が 1 / 2 助成することで、1回の妊娠につき32,000円を上限に助成

②妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への移動及び宿泊に要する費用の一部を助成する市町村に対する補助【国庫補助事業(間接補助)】 5,151千円
(国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4)

(2) 事業の仕組み

①及び②県 → 補助 → 市町村 → 補助 → 妊産婦



(3) 成果指標

妊産婦へ通院等の支援を行う市町村数

現状(令和5年度) 7市町村 → 令和9年度 19市町村

※分娩取扱施設のない市町村数

事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 がん医療機器等整備支援事業

健康増進課 254,955千円

【財源:医療介護確保基金、一般財源】

事業の目的

国指定のがん診療連携拠点病院がないがん医療圏（県北・県南）において、がん医療の中心的な役割を果たす医療機関に対し、専門的ながん医療を提供するのに必要な医療機器及び施設の整備を支援し、もって県内におけるがん医療の質の均てん化を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 専門的ながん医療を提供するための診断・治療機器の整備助成
（がんの診断、手術、放射線治療、化学療法等を実施するのに必要な機器）
60,000千円（補助率1/2以内、上限額3,000万円）
- ② 専門的ながん医療を提供するための治療室等の整備助成
20,000千円（補助率1/2以内、上限額2,000万円）
- ③ 手術支援ロボット導入支援
県立延岡病院のがん医療機能を高度化し、県内のがん医療の均てん化を推進
174,955千円（補助率1/2以内）

(2) 事業の仕組み

- ①② 県  医療機関 ③ 県  県立延岡病院

(3) 成果指標

助成医療機関数 現状（令和5年度まで）延べ11施設 → 令和9年度まで 延べ20施設

事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 熱中症予防対策促進事業

健康増進課 660千円
【財源：宮崎県環境保全基金】

事業の目的

熱中症予防に関する市町村事業を支援することで、市町村や地域の事業者、住民等様々な関係者が主体となって熱中症予防行動に取組み、県内の熱中症死亡者数の減少を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

居宅訪問等による普及啓発 660千円

官民協同による高齢者世帯を中心とした居宅訪問等にて、生活実態に応じた熱中症予防を普及啓発する。

(2) 事業の仕組み

県  市町村（補助率 1 / 2）



(3) 成果指標

- ・ 熱中症対策普及団体の指定数 現状（令和6年度） 0団体 → 令和9年度 12団体以上
- ・ 熱中症による死亡者数（5年移動平均） 現状（令和5年） 7人 → 令和9年 5人

事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 指定難病等業務効率化事業

健康増進課 68,903千円
【財源：一般財源】

事業の目的

複雑化する各医療費助成業務において、デジタル化及びアウトソーシングによる保健師や医療費助成業務担当職員の業務効率化を行い、訪問や面接等を通じた患者支援の充実、患者へのサービス提供に要する期間の短縮、申請書類の省略化を実現し、県民サービスの向上につなげる。

事業の概要

(1) 事業内容

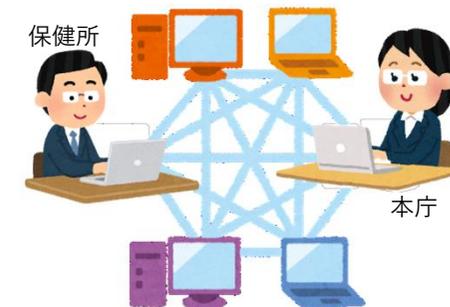
- ① 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務 54,670千円
本庁及び各保健所に配置している業務システムの入れ替え
※指定難病、小児慢性、肝炎等の医療費助成業務で共通のシステムを利用している
- ② 指定難病更新業務委託 14,233千円
指定難病受給者証更新事務の一部を外部委託

(2) 事業の仕組み

- ①②県  民間企業

(3) 成果指標

業務時間削減	①令和5年度 2,893時間	→	令和9年度 531時間	※年間2,362時間削減
	②令和5年度 6,128時間	→	令和9年度 328時間	※年間5,800時間削減



事業の期間

令和7年度～令和9年度

改 循環器病対策強化事業

健康増進課 11,429千円
【財源:国庫、医療介護確保基金、一般財源】

事業の目的

循環器病対策を関係機関・団体と連携して取り組むことにより、県民の健康寿命の延伸、医療費抑制、死亡率減少を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 循環器病対策推進協議会の運営 382千円
 - ・循環器病対策推進計画の策定や評価、施策の検討などを行う協議会の運営
- ② 普及啓発事業 547千円
 - ・市町村を対象とした情報提供・普及啓発の実施
- ③ 循環器病人材育成事業 500千円（補助率1/2、上限額：旅費37,500円、旅費以外12,500円）
 - ・心不全療養指導士、心臓リハビリテーション指導士の資格取得支援を行う医療機関への補助
- ④ 脳卒中・心臓病等総合支援センター委託事業 10,000千円
 - ・相談支援窓口設置、地域住民を対象とした情報提供・普及啓発、医療機関を対象とした研修会・勉強会等の開催、資材の開発・提供等の実施

(2) 事業の仕組み

- ①②県 ③県 ➡ 補助 ➡ 医療機関 ④県 ➡ 委託 ➡ 宮崎大学医学部附属病院

(3) 成果指標

全死亡原因における死亡割合（厚生労働省「人口動態統計」）

現状（令和5年）	令和9年
心疾患 (16.1%) (全国：14.7%) ⇒	全国割合以下
脳血管疾患 (6.8%) (全国： 6.6%) ⇒	全国割合以下



事業の期間

令和7年度～令和9年度

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 薬務感染症対策課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
薬務感染症対策課 計	462,926	128,313	32,369	302,244	533,456	-70,530	86.8%
一般会計	462,926	128,313	32,369	302,244	533,456	-70,530	86.8%
（款）衛生費	462,926	128,313	32,369	302,244	533,456	-70,530	86.8%
（項）公衆衛生費	409,233	124,902	5,730	278,601	504,549	-95,316	81.1%
（目）公衆衛生総務費	113,287	0	5,730	107,557	170,842	-57,555	66.3%
（目）予防費	295,946	124,902	0	171,044	333,707	-37,761	88.7%
（項）医薬費	53,693	3,411	26,639	23,643	28,907	24,786	185.7%
（目）医務費	12,895	0	8,900	3,995	5,638	7,257	228.7%
（目）薬務費	40,798	3,411	17,739	19,648	23,269	17,529	175.3%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 薬務感染症対策課

(単位：千円)

目	事項		説明及び事業名	
	予算額	事項名		
公衆衛生総務費	113,287	職員費	職員の人件費 1 職員費 職員数 14名 113,287	
予防費	295,946	感染症等予防対策費	感染症発生の未然防止及びまん延防止を図るための対策の推進に要する経費 1 感染症対策審議会及び感染症診査協議会開催費 5,553 2 感染症対策特別促進事業 (国1/2 県1/2) 9,335 3 感染症まん延防止事業 (国1/2 県1/2) 8,689 4 結核医療療養費 (国3/4 県1/4, 国1/2 県1/2, 県単) 16,890 5 結核対策費 (国10/10, 国1/2 県1/2, 県単) 8,695 6 感染症指定医療機関運営費及び施設・設備整備事業 (国1/2 県1/2) 70,188 7 感染症患者入院費及び診療報酬審査費 (国3/4 県1/4, 県単) 242 8 結核・感染症発生動向調査事業 (国10/10, 国1/2 県1/2, 県単) 39,165 9 接触者及び管理健康診断事業 (国1/2 県1/2) 7,368 10 予防接種副反応・健康状況調査事業 (国10/10, 国2/4 県1/4 市町村1/4) 28,818 11 感染症危機管理対策事業 (国1/2 県1/2, 県単) 10,366 12 愛の予防接種助成事業 15,783 13 みやざきレッドリボン事業 (国1/2 県1/2) 4,300	
		新型コロナウイルス緊急対策費	6,394	新型コロナウイルスの感染拡大防止と医療提供体制の整備に要する経費 1 感染患者入院費公費負担 (国3/4 県1/4, 国1/2 県1/2, 県単) 6,394
		新興感染症対策費	64,160	新興感染症に係る平時からの備え及び発生時における対策に要する経費 1 新興感染症対応人材育成事業 (国1/2 県1/2) 3,547 2 新興感染症体制整備事業 (国1/2 県1/2, 県単) 60,613
医務費	12,895	地域医療介護総合確保基金事業費	地域医療介護総合確保基金事業に要する経費 1 地域医療介護総合確保基金事業 12,895 (1) 薬剤師確保対策事業 (8,895) (2) 薬剤師による在宅医療提供体制整備事業 (4,000)	
薬務費	40,798	薬事費	医薬品等の製造から流通段階における監視指導及び医薬分業の推進に要する経費 1 医薬品等の製造許可及び価格調査事業 (国10/10) 1,402 2 薬事監視指導費等 16,004 3 後発医薬品安心使用促進事業 (国10/10) 1,829	

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 薬務感染症対策課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
				4 薬事情報総合ネットワークシステム事業	792
				5 薬事情報総合ネットワークシステム改修事業	3,740
				[新] 6 薬務関係資格試験業務委託事業	8,207
		血液対策費	2,125	組織献血の推進を通じた血液の安定確保に要する経費	
				1 献血推進協議会運営事業	551
				2 献血協力者確保等事業	1,574
		毒劇物及び麻薬等指導取締費	6,699	毒物劇物、麻薬等の監視指導及び麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止に要する経費	
				1 麻薬等取締指導費	1,067
				2 薬物乱用防止推進事業（国1／2 県1／2，県単）	3,177
				3 家庭用品安全対策費	229
				4 毒物劇物危機管理体制確保対策推進事業	2,226

新 薬務関係資格試験業務委託事業

薬務感染症対策課薬務対策室 8,207千円
【財源：一般財源】

事業の目的

行政薬剤師の充足がままならない現状の中、業務負担は増大しており、「働き方改革」を推進していく必要がある。薬務関係に係る資格試験業務については、薬剤師の専門知識が求められない部分が多いため、業者委託により不足する県職員薬剤師の業務軽減を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 薬務関係資格試験業務委託事業 8,207千円
 - 試験に係る申請受付業務、試験採点、合格証発送等の業務を業者委託
 - ア 登録販売者試験業務委託 (4,868千円)
 - 受験者(想定) 600人
 - ※ 証紙収入(想定)：試験手数料 13千円×600人 = 7,800千円
 - イ 毒物劇物取扱者試験業務委託 (3,339千円)
 - 受験者(想定) 300人
 - ※ 証紙収入(想定)：試験手数料 10.7千円×300人 = 3,210千円

(2) 事業の仕組み

- ① 県  民間企業

(3) 成果指標

当該業務に係る業務時間の削減 現状(令和6年) 343.5時間/年
→令和7～9年 37.5時間/年

事業の期間

令和7年度～令和9年度

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 　　こども政策課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
こども政策課 計	19,427,146	453,861	186,997	18,786,288	18,527,907	899,239	104.9%
一般会計	19,427,146	453,861	186,997	18,786,288	18,527,907	899,239	104.9%
（款）民生費	19,282,173	347,405	186,997	18,747,771	18,381,050	901,123	104.9%
（項）児童福祉費	19,282,173	347,405	186,997	18,747,771	18,381,050	901,123	104.9%
（目）児童福祉総務費	1,855,218	347,283	179,392	1,328,543	1,666,306	188,912	111.3%
（目）児童措置費	14,954,862	122	7,605	14,947,135	14,252,011	702,851	104.9%
（目）母子福祉費	2,472,093	0	0	2,472,093	2,462,715	9,378	100.4%
（目）児童福祉施設費	0	0	0	0	18	-18	0.0%
（款）教育費	144,973	106,456	0	38,517	146,857	-1,884	98.7%
（項）教育総務費	144,973	106,456	0	38,517	146,857	-1,884	98.7%
（目）事務局費	115,844	93,522	0	22,322	129,420	-13,576	89.5%
（目）教育指導費	29,129	12,934	0	16,195	17,437	11,692	167.1%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども政策課

（単位：千円）

目	事項		説明及び事業名	
	予算額	事項名		
児童福祉総務費	1,855,218	職員費	136,489	職員の人件費 1 職員費 職員数 18名 136,489
		施設職員対策費	217,261	保育士等の確保に要する経費 1 保育士登録事務費（国1/2 県1/2, 県単） 2,282 2 保育教諭等確保支援事業（国1/2 県1/2, 国1/2 中核市1/2） 605 3 子育て支援員研修事業（国1/2 県1/2） 3,773 4 保育士修学資金貸付等事業（国9/10 県1/10） 195,025 5 保育士等キャリアアップ研修事業（国1/2 県1/2） 15,576
		児童健全育成費	5,856	児童の健全育成を図るために要する経費 1 乳幼児すこやか健康管理事業（国1/3 県1/3 市町村1/3, 県単） 1,090 2 放課後子ども総合プラン推進事業 215 3 放課後児童支援員等研修事業（国1/2 県1/2） 4,551
		少子化対策環境づくり推進事業費	604,322	子どもが健やかに生まれ育つための環境整備に要する経費 1 地域少子化対策重点推進交付金事業（国10/10） 77,817 [新] 2 結婚支援サービス利用促進事業 24,180 [新] 3 宮崎カーフェリーでつなぐ婚活ツアー事業 10,525 [新] 4 第2子保育料負担軽減事業 207,170 [新] 5 放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業 12,762 [新] 6 保育人材緊急確保事業（国1/2 県1/2） 20,300 7 子ども・子育て対策推進事業 878 8 結婚応援メディア戦略強化事業（国1/2 県1/2, 県単） 69,862 9 結婚支援コンシェルジュ事業（国3/4 県1/4, 国2/3 県1/3） 14,307 10 男性育児休業取得奨励金事業 31,467 11 こどもわけもん政策モニター事業 3,259 12 病児保育利用促進事業 16,000 13 おむつの負担軽減モデル事業 14,476 14 未来につなげる少子化対策調査事業（国2/3 県1/3） 10,450 15 「家事・育児」シェア推進事業（国2/3 県1/3） 8,086 16 少子化対策市町村支援事業 10,000 17 みやざき結婚サポート強化事業（国2/3 県1/3, 県単） 41,645 18 ファミサポアドバイザー研修事業（国1/2 県1/2） 401

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども政策課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
				19 ひなたの出会い・子育て応援運動推進事業 (国3/4 県1/4, 国2/3 県1/3, 国1/2 県1/2, 県単)	30,737
		子育て支援対策環境づくり 推進事業費	891,290	子育て支援のための環境整備に要する経費 1 子育て支援乳幼児医療費助成事業	891,290
児童措置費	14,954,862	教育・保育給付費	12,558,441	認定こども園・幼稚園・保育所及び小規模保育事業等の運営に要する経費 1 子どものための教育・保育給付費 2 子育て支援施設等利用給付費 3 幼児教育・保育の無償化支援事業	12,446,921 104,262 7,258
		地域子ども・子育て支援事 業費	2,388,267	地域の实情に応じた、放課後児童クラブ事業などの子ども・子育て支援事業 に要する経費 1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業 3 ファミリー・サポート・センター事業 4 一時預かり事業 5 延長保育事業 6 病児保育事業 7 放課後児童クラブ事業 8 実費徴収補足給付事業 9 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 10 親子関係形成支援事業	9,755 175,206 24,875 413,289 119,987 143,823 1,494,990 1,042 4,962 338
		児童措置費等対策費	8,154	児童福祉施設の運営等に要する経費 1 児童福祉施設等指導費 (国10/10, 県単)	8,154
母子福祉費	2,472,093	児童手当支給事業費	2,472,093	児童手当県負担に要する経費 1 児童手当県負担金	2,472,093
事務局費	115,844	私学振興費	44,644	私立幼稚園の振興のための助成及び指導に要する経費 1 私立幼稚園振興費補助金 (1) 一般補助事業 (国1/2 県1/2) (2) 幼稚園等子育て支援拠点化推進事業 (国1/2 県1/2) (3) 私立幼稚園特別支援教育経費補助事業 (国1/2 県1/2) (4) 預かり保育推進事業 (国1/2 県1/2)	44,644 (1,000) (3,076) (25,088) (15,480)
		教育支援体制整備事業費	71,200	教育支援の体制を整備するために要する経費	

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども政策課

(単位：千円)

目	予算額	事項名	予算額	事項	
				説明及び事業名	
				1 幼児教育の質の向上のための環境整備事業 (国1/2 事業主体1/2, 国1/3 事業主体2/3)	38,700
				2 幼稚園業務ICT化支援事業 (国1/2 事業主体1/2)	32,500
教育指導費	29,129	就学前教育推進費	29,129	就学前の幼児教育に要する経費	
				1 幼児教育・保育の質向上事業 (国2/4 県1/4 事業主体1/4, 国1/2 事業主体1/2, 県単)	1,334
				2 幼児教育センター設置運営事業 (国1/2 県1/2)	18,006
				[新] 3 幼児教育・保育施設職員研修業務のアウトソーシング (国1/2 県1/2, 県単)	9,789

日本一挑戦プロジェクトについて

1 取組の柱と方向性

子ども・若者プロジェクト
～日本一生み育てやすい県への挑戦～

【取組の柱と方向性】

1. **出逢い・結婚の希望を叶える**
出逢い・結婚支援の充実・強化
2. **子どもがほしい人の希望を叶える**
第2子以降の希望を後押しする施策等の展開
3. **安心して子育てできる教育環境をつくる**
様々な環境の子どもを支え、
夢や希望を後押しする教育環境の整備

グリーン成長プロジェクト
～再造林率日本一への挑戦～

【取組の柱と方向性】

1. **循環型林業の推進**
産学官・県民が一丸となった再造林に係る
“宮崎モデル”の構築
2. **循環型農水産業の推進**
地域資源を最大限活用する宮崎らしい
取組の構築
3. **脱炭素化による成長の実現**
各産業部門の脱炭素経営の推進

スポーツ観光プロジェクト
～スポーツ環境日本一への挑戦～

【取組の柱と方向性】

1. **世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致**
競技別部会、ワンストップ窓口等による
誘致・受入体制の強化
2. **戦略的・計画的なハード整備**
スポーツ施設整備計画による施設の高質化
3. **県内全域のスポーツ環境の充実**
(全県化・通年化・多種目化)
県・市町村のネットワーク強化

2 今年度の取組状況、主な指標の進捗

【主な取組状況】

- 結婚支援コンシェルジュ2名を配置
(市町村担当、企業担当)
- 男性の育休取得に取り組む企業等の支援
- 県教育支援センター「コネクト」の設置

【主な指標の進捗状況】

- 合計特殊出生率
PJ前(R4):1.63 ⇒ 目標:1.8台
現況(R5):1.49 (全国第2位)
- 婚姻数
PJ前(R4):3,805組 ⇒ 目標:4,500組
現況(R5):3,592組
- 県内高校生留学生数
PJ前(R元):88人 ⇒ 目標:400人
現況(R5):194人

【主な取組状況】

- 宮崎県再造林推進条例の公布・施行
- 全国初となる地域再造林推進ネットワーク
を県内8地域に設立
- 耕畜連携コンソーシアムを県内14地域に
構築

【主な指標の進捗状況】

- 再造林率
PJ前(H30~R2平均):73% ⇒ 目標:90%以上
現況(R5):78% (全国第4位)
- 再造林推進ネットワーク加入事業体数(累計)
PJ前:— ⇒ 目標:400事業体
現況(R6):140事業体 (1月末時点)
- 粗飼料自給率
PJ前(R3):88% ⇒ 目標:100%
現況(R5):86%

【主な取組状況】

- キャンプ総合窓口「ひなたスポーツ観光
ステーション」の開設
- キャンプ・大会等の競技別誘致部会の設立
- 「ツール・ド・九州2025」の本県開催誘致

【主な指標の進捗状況】

- プロチームキャンプ数(野球・サッカー・ラグビー)
PJ前(R4):32チーム ⇒ 目標:43チーム
現況(R5):31チーム (全国第2位)
- 春季キャンプ・合宿の経済効果
PJ前(R4):118億円 ⇒ 目標:150億円
現況(R5):107億円 (R5)
- 観光入込客数
PJ前(R4):12,691千人回 ⇒ 目標:16,500千人回
現況(R5):13,574千人回

子ども・若者プロジェクトの新たな展開

ー本県の強みを生かし、伸ばすためにー

- 近年の出生数は大幅な落ち込み。
全国上位の合計特殊出生率も大幅に低下。
- 未婚化・晩婚化は進んでいるが、
婚姻のピーク年齢は20歳代後半。
若い世代の婚姻数の回復が必要。
- 従来から高かった
第2子以降の出生割合が低下。
結婚→出産→第2子以降につなげる
取組の強化が必要。
- これまでの環境整備等の取組に加えて、
近年高まっている子育てに対する不安感
や負担感を軽減することが必要。
- ◎ 近年回復傾向にある本県の社会動態を
社会減ゼロまで改善するためには、
進学や就職等に伴う県外流出が著しい
若者・女性の定着を図ることが重要。
- ◎ 若者・女性が活躍できる環境を整え、
若い世代の結婚や出産、子育ての希望を
叶え、婚姻や出生の回復につなげる必要。

取組の柱と主な取組

1 出逢い・結婚の希望を叶える

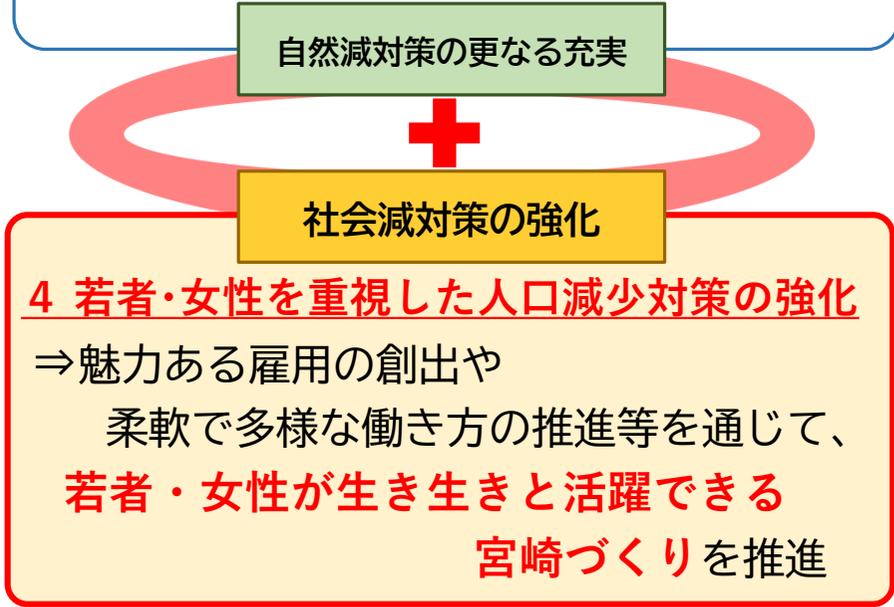
- ・「ひなたの恋 応援アンバサダー」による気運醸成
- ・結婚支援コンシェルジュによる企業等の取組促進
- ・結婚サポートセンターの体制強化
- 結婚支援サービス利用への初期費用相当額の支援 など

2 子どもがほしい人の希望を叶える

- ・男性育休の取得促進に取り組む企業等の支援
- ・市町村の実情に応じた少子化対策の支援
- 第2子保育料（0～2歳児）の負担軽減
- 放課後児童クラブの待機児童解消対策 など

3 安心して子育てできる教育環境をつくる

- ・高校生の海外留学支援の拡充
- ・不登校支援拠点の設置やSC・SSW増員
- 科学人財の育成、AI教材を活用した学力向上対策 など



〈参考〉子ども・若者プロジェクト～日本一生き育てやすい県への挑戦～

7年度当初 49事業
2,320百万円

主な関連事業～自然減対策～ 7年度当初 28事業
1,310百万円

朱書き・網掛け…7年度からの新たな取組、改善する取組
「◎」…日本一挑戦P J推進基金を財源とする取組（他財源と併せて構成する取組を含む）
「・」…その他一般財源、国庫、宮崎再生基金等を財源とする取組
「※」…上記の事業数、予算額の外数となる取組

1 出逢い・結婚支援の充実・強化		
◎結婚へのポジティブイメージや社会機運の醸成 蛙亭イワクラ氏「ひなたの恋 応援アンバサダー」委嘱、メディア戦略の強化	70百万円	・「ひなたの出逢い・子育て応援運動」の推進 出逢い・子育てを応援する機運醸成、ライフステージに応じた支援 31百万円
◎結婚支援コンシェルジュによる市町村・企業との連携強化 みやざき結婚サポートセンター内に2名配置(市町村担当、企業担当)	14百万円	・みやざき結婚サポートセンターの運営(※) 1対1の出逢いのサポート 42百万円
◎結婚支援サービス利用への初期費用相当額の支援 民間のマッチングアプリや結婚相談所の利用料補助	24百万円	
◎県内と県外の独身者をつなぐ婚活イベント カーフェリー等を活用した婚活ツアーの開催	11百万円	
2 第2子以降の希望を後押しする施策等の展開		
・市町村と連携した第2子保育料(0～2歳児)の負担軽減 現行の利用者1/2負担を1/4負担へ軽減	207百万円	◎病児保育の利用促進 予約システムの導入補助、施設の利用料助成 16百万円
◎放課後児童クラブの待機児童解消 放課後のこどもの居場所確保支援、保育人材の確保強化	33百万円	◎男性の育児休業取得、家事参加の促進 男性の育児休業取得奨励金、企業連携型子育て応援イベント、パパ向けワークショップ 40百万円
・不妊検査・治療、妊産婦健診の経済負担軽減 不妊検査・治療費助成、妊産婦健診の交通費助成	172百万円	◎市町村の実情に応じた少子化対策の支援 少子化要因見える化ツールの作成、地域の実情に応じた市町村の少子化対策の支援 20百万円
・産後ケアの推進 出産による退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポートを推進	14百万円	・プレコンセプションケアの支援推進 若者向け性・妊娠の健康教育、相談センターの運営 17百万円
3 様々な環境の子どもを支え、夢や希望を後押しする教育環境の整備		
◎高校生の海外留学支援 留学体験(アメリカ、アジア)、ファームステイ(オセアニア)等	72百万円	・帰国・外国人児童生徒の学習環境充実 日本語教育指導教員・日本語教育サポーター等の配置 28百万円
◎小中高の教育段階ごとの科学人財の育成 科学技術に触れるイベント開催、最先端の研究機関や大学等への派遣	32百万円	・キャリア教育の充実(※) コーディネーター配置による地域・産業界との連携、教育プログラムの推進等 14百万円
◎AI教材を活用した児童生徒の学力向上 コンピュータ上でのテスト(CBT)やデジタルドリルの導入	31百万円	・県立図書館の電子図書館サービス(※) 図鑑・事典・読み物等の電子書籍提供、宮崎の映像資料のデジタル化 30百万円
◎不登校等支援の強化 県教育支援センター「コネクト」の設置、全公立学校へのSC・SSW等配置・派遣	288百万円	

〈参考〉子ども・若者プロジェクト ～日本一生み育てやすい県への挑戦～

7年度当初 49事業
2,320百万円

主な関連事業 ～社会減対策～ 7年度当初 21事業
1,010百万円

朱書き・網掛け…7年度からの新たな取組、改善する取組
「◎」…日本一挑戦PJ推進基金を財源とする取組（他財源と併せて構成する取組を含む）
「・」…その他一般財源、国庫、宮崎再生基金等を財源とする取組
（※）…上記の事業数、予算額の外数となる取組

4-1 若者・女性の県内定着・活躍促進に向けた機運醸成	
<p>・女性活躍・男女共同参画の機運醸成(みやざき女性の活躍推進会議の取組強化) 県民・企業向けシンポジウム開催、HPリニューアルによる発信強化(優良事例等) 受講対象に応じた研修プログラムの充実(経営者・管理職・女性リーダー)</p> <p style="text-align: right;">10百万円</p>	<p>・男女共同参画社会づくりの推進 男女共同参画センターによる相談支援、講座開催等 40百万円</p> <p>・女性活躍促進に向けたアウトリーチ支援 メンター・アドバイザー派遣、ひむかWOMANサイト 30百万円</p>
4-2 柔軟で多様な働き方ができる企業の拡大	
<p>◎女性にやさしい職場環境づくりに取り組む企業への支援 女性活躍に関する取組(積極採用、管理職登用、多様な働き方等)への奨励金 95百万円</p> <p>女性が働きやすい環境整備(トイレ、更衣室、防犯カメラ等)への補助金</p>	<p>◎働きやすい職場環境づくり・働き方改革の推進 「仕事と生活の両立応援宣言」、「ひなたの極」、育児休業から職場復帰への奨励金 7百万円</p> <p>・デジタル技術等による業務効率化の支援(※) デジタル技術等の導入・DXに取り組む事業者への補助 247百万円</p>
4-3 働いている/これから働く若者・女性のチャレンジを応援	
<p>・若者のUIJターン就職支援 給付金の支給(29歳以下の三大都市圏等在住、@30万円/人) 新卒等 120百万円 就職活動費用(宿泊・交通費)の補助⇒拡充・引越し費用も対象</p>	<p>・都市部からの移住促進支援 移住支援金の支給[国制度分]東京23区/[県独自分]三大都市圏等 359百万円</p>
<p>・非正規労働者等の正規雇用への転換支援 スキルアップ講座、企業見学、合同企業説明会等によるマッチング支援 非正規等 13百万円 みやざき若者サポートステーションのサテライトに支援員を配置、アウトリーチ支援</p>	<p>・県外大学生等のUIJターン就職支援 県外大学等と連携した学生への就職情報の提供や相談対応等 58百万円 宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターにおける無料職業紹介</p>
<p>・中高生が県内企業の魅力に触れる機会の拡大 中学生の産業教育・職業体験機会を充実 中高生 78百万円 工業系高校の企業見学・デュアル教育システムの強化</p>	<p>・若者・女性の県内就職・定着の促進 官民連携による奨学金の返還支援(拡充:年度途中採用者も対象) 71百万円 学生向け就職説明会、業界研究イベント、転職者向けキャリアカウンセリング、セミナー</p>
<p>◎若者・女性等のキャリア形成・スキルアップ支援 若者・女性の活躍につながるデジタル関連資格等の取得支援(建設産業) 働く女性のキャリア形成・スキルアップ等に向けたテーマ別プログラム等(※) 女性等 94百万円 育児による離職者等向けITスキル講座、託児サービス付インターンシップ等(※)</p>	<p>・女性就業支援の体制強化 みやざき女性就業支援センター相談員・求人開拓員の増員による体制強化 49百万円</p>
<p>◎若者・女性等の起業チャレンジ支援 若者・女性に特化したビジネスプランコンテスト、受賞者への起業経費補助等 26百万円</p>	<p>・若者・女性等にとって魅力的な企業の誘致促進 若者・女性が求める就職先を意識した企業開拓の強化等 8百万円</p>

新 結婚支援サービス利用促進事業

こども政策課 24,180千円
【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

結婚を希望しながらも交際相手を見つける行動に至っていない方に対して、マッチングアプリなど民間の結婚支援サービスを利用する際の初期費用相当額を補助することで、行動を促し、婚姻数の増加につなげる。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 婚活初期費用相当額の補助 20,000千円（定額補助、補助上限 10,000円）
県内の20～39歳の独身者に対し、令和7年4月1日以降に利用開始するマッチングアプリ、結婚相談所といった会員制の結婚支援サービスを利用開始する際の初期費用相当額を補助する。
※別途、みやざき結婚サポートセンターでも新規登録料の無料キャンペーンを同時に実施。
- ② 運営事務費 4,180千円
補助申請書受付及び補助金交付事務に要する人件費（会計年度任用職員）並びに当該事業の周知に要する経費

(2) 事業の仕組み

- ① 県  県民
- ② 県

(3) 成果指標

本事業を活用して婚活に取り組む独身者数	令和8年度	2,250人
婚姻数	現状（令和5年）	3,592組
	→ 令和8年	4,500組

事業の期間

令和7年度～令和8年度

新 宮崎カーフェリーでつなぐ婚活ツアー事業

こども政策課 10,525千円
【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

県内在住者同士の婚活支援の取組に加え、新たな切り口として、宮崎カーフェリー等を活用した県外独身者と県内独身者の出逢いの機会を創出することで、県内の婚姻数の上昇につなげる。

事業の概要

(1) 事業内容

婚活ツアーの開催 10,525千円

宮崎カーフェリー等を利用し、神戸市等の近畿圏を中心とした県外の独身者と県内の独身者が、宮崎カーフェリー船内及び県内市町村で交流する婚活イベントの運営及び参加者募集に係る広報事業の委託（男女合わせて30人規模を3回（県南、県央、県北）。参加者負担10,000円(県外)、20,000円（県内）程度を想定。）

【プラン例】

1日目午後：神戸港近郊会場集合（男女交流会）→宮崎港へ向けフェリー移動（船内自由時間）

2日目：宮崎港着→鶴戸神宮→マリンスポーツ体験→子育て支援センター見学→地元スーパーで食材の買い出し→BBQ（油津漁港など）→イチゴ狩り(移住者経営)→宮崎空港（マッチング）

(2) 事業の仕組み

県  事業者（旅行代理店想定）

(3) 成果指標 本事業によるマッチング率 30%

婚姻数 現状（令和5年）3,592組 → 令和8年 4,500組

事業の期間

令和7年度～令和8年度

新 第2子保育料負担軽減事業

こども政策課 207,170千円
【財源：一般財源】

事業の目的

子育ての負担や不安の内容として「経済的負担」の割合が最も高いことを踏まえ、保育料の完全無償化の実現に向け、第2子の保育料を軽減して、負担感を下げることにより、第3子以降の出生につなげる。

事業の概要

(1) 事業内容

①市町村と連携し、0～2歳児の第2子保育料の負担を総額の1/2から1/4へ軽減 188,077千円

年齢別・出生順位別の保育料の負担割合

	未就学児	第1子	第2子	第3子以降		第1子	第2子	第3子以降	
0～2歳児		利用者負担 (10/10)	利用者負担 (1/2)	公費負担 (10/10)	➔	利用者負担 (10/10)	利用者負担 (1/4)	公費負担 (1/4)	公費負担 (10/10)
			公費負担 (1/2)				公費負担 (1/2)		
3～5歳児	公費負担 (10/10)					公費負担 (10/10)			

※「公費負担」部分の財源は、国1/2、県1/4、市町村1/4で負担
 ※住民税非課税世帯は無償
 [保育料は、所得に応じ19,500円/月～104,000円/月と幅があるが、本県平均は約40,000円/月 (R5実績等)]

②保育料の利用者負担の変更に伴う市町村システムの改修に要する経費を補助 (R7のみ) 19,093千円
 (①・②いずれも市町村への補助率1/2以内、初年度 (R7) は保育料算定月の9月から開始)

(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

第2子保育料を3/4以上軽減する市町村数 令和11年度 26市町村
 第2子以降の出生割合 現状 (令和5年) 60% → 令和11年 64%

事業の期間

令和7年度～令和11年度

新 放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業

こども政策課 12,762千円
【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

送迎支援による児童クラブの広域化と通常のクラブを補完する小規模な居場所の整備を推進することにより、待機児童の解消を加速させる。

事業の概要

(1) 事業内容

①送迎支援事業（補助率1/2） 3,914千円

児童クラブ及び下記②のこどもの居場所における遠距離の児童の送迎に係る経費を補助する。
対象経費… 燃料費（児童クラブの広域化に係るものは対象外）、車両リース費用、保険料等

②居場所等確保事業（補助率1/2） 8,848千円

待機児童が10人以上発生している市町村において、放課後児童クラブの補完的役割を果たすこどもの居場所を確保する場合に、運営費に係る国補助金（放課後居場所緊急対策事業）に上乗せ補助する。

(2) 事業の仕組み

県  市町村

(3) 成果指標

待機児童解消のための新たな受皿確保の数 200人（本事業及び既存の児童クラブ事業による確保）
（令和7年：100人、令和8年：100人） 【参考】：待機児童数 389名（令和6年5月1日）

事業の期間

令和7年度～令和8年度

新 保育人材緊急確保事業

こども政策課 20,300千円

【財源:国庫、一般財源、日本一挑戦基金】

事業の目的

保育人材の就職支援を行う「保育士支援センター」の機能と体制を強化することにより、放課後児童クラブや保育施設等における保育人材不足を早急に解消する。

事業の概要

(1) 事業内容

①機能の強化

- ・支援対象施設・人材の拡大
 (施設) 保育施設 + 放課後児童クラブ等
 (人材) 保育士・保育補助 + 放課後児童クラブ支援員・補助員
- ・保育施設のニーズに応じたマッチングの実施 (産休・育休代替の期間限定職員、短時間勤務職員等)
- ・ハローワークにおける出張相談会の定期開催、県内の指定養成施設との連携・情報共有、県外の指定養成施設の学生へのアプローチ
- ・ホームページ・マッチングシステムのリニューアル (利便性の向上、情報の見やすさ)

②体制の強化

- ・人員体制：1名 → 3名 (内訳:再就職支援コーディネーター2名【1増】+事務職員1名【純増】)

(2) 事業の仕組み

県  団体・企業



(3) 成果指標 マッチング件数 現状 (令和5年) 8人/年

→ 令和7・8年 100人/年 (保育士等60人・放課後児童クラブ支援員等40人)

事業の期間

令和7年度～令和8年度

新 幼児教育・保育施設職員研修業務のアウトソーシング

こども政策課 9,789千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

研修の一部をアウトソーシングすることによって業務の効率化を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

受講者が比較的多く、準備や管理に労力を要する「選択研修」を中心に外部に委託

※「法定研修」等は、直営で実施（別紙2参照）

- 【委託業務】
- ・ 個別の研修計画の作成
 - ・ 広報・募集・問合せ対応
 - ・ 講師及び会場の調整・確保
 - ・ 研修の実施
 - ・ 受講者の管理 など

(2) 事業の仕組み

県  民間企業・団体

(3) 成果指標

業務時間削減 現状（令和6年）0時間／年 → 令和7年以降 828時間／年

事業の期間

令和7年度～令和9年度

令和7年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 　　こども家庭課

（単位：千円）

区分	令和7年度 当初予算額 A	財源内訳			令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
こども家庭課 計	7,773,522	2,503,976	611,485	4,658,061	7,249,938	523,584	107.2%
一般会計	7,538,917	2,503,976	376,880	4,658,061	6,963,289	575,628	108.3%
（款）民生費	7,538,917	2,503,976	376,880	4,658,061	6,963,289	575,628	108.3%
（項）社会福祉費	73,566	31,868	9,334	32,364	69,646	3,920	105.6%
（目）社会福祉総務費	23,367	10,184	9,334	3,849	24,667	-1,300	94.7%
（目）社会福祉施設費	50,199	21,684	0	28,515	44,979	5,220	111.6%
（項）児童福祉費	7,465,351	2,472,108	367,546	4,625,697	6,893,643	571,708	108.3%
（目）児童福祉総務費	1,598,358	68,890	229,922	1,299,546	1,675,373	-77,015	95.4%
（目）児童措置費	3,945,122	1,907,580	16,213	2,021,329	3,458,562	486,560	114.1%
（目）母子福祉費	1,561,975	440,007	0	1,121,968	1,544,634	17,341	101.1%
（目）児童福祉施設費	359,896	55,631	121,411	182,854	215,074	144,822	167.3%
特別会計	234,605	0	234,605	0	286,649	-52,044	81.8%
母子父子寡婦福祉資金特別会計	234,605	0	234,605	0	286,649	-52,044	81.8%
（款）民生費	183,834	0	183,834	0	233,535	-49,701	78.7%
（項）母子父子寡婦福祉費	183,834	0	183,834	0	233,535	-49,701	78.7%
（目）母子父子寡婦福祉費	183,834	0	183,834	0	233,535	-49,701	78.7%
（款）公債費	50,771	0	50,771	0	53,114	-2,343	95.6%
（項）公債費	50,771	0	50,771	0	53,114	-2,343	95.6%
（目）元金	50,771	0	50,771	0	53,114	-2,343	95.6%

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども家庭課

(単位：千円)

目	予算額	事項		
		事項名	説明及び事業名	
社会福祉総務費	23,367	生活困窮者支援事業費	9,700	生活困窮者の自立相談支援に要する経費 1 「子どもたちの夢・挑戦」応援事業 (国3/4 県1/4, 国1/2 県1/2, 県単) 5,460 2 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 (国1/2 県1/2) 4,240
		子どもの貧困対策事業費	13,667	子どもの貧困対策に要する経費 1 つながりの場づくり緊急支援事業 (国2/3 県1/3) 6,500 2 子どもの居場所等連携体制構築事業 7,167
社会福祉施設費	50,199	女性保護事業費	50,199	女性保護の推進及び配偶者暴力被害者の保護、相談支援などに要する経費 1 女性相談事業費 (国1/2 県1/2, 県単) 40,352 2 女性保護施設費 (国1/2 県1/2, 県単) 9,847
児童福祉総務費	1,598,358	職員費	906,897	職員の人件費 1 職員費 906,897 総職員数 131名 こども家庭課 16名 中央児童相談所外 115名
		児童虐待対策事業費	123,058	児童虐待の対策に要する経費 1 家庭支援体制整備事業 25,688 (1) 児童家庭支援センター設置運営事業 (国1/2 県1/2) (20,900) (2) 児童相談所夜間休日相談体制整備事業 (国1/2 県1/2) (4,788) 2 虐待対策ネットワーク事業 (国1/2 県1/2, 県単) 6,530 3 子どもをまもる地域ネットワーク育成強化事業 3,679 (国1/2 県1/2, 県単) 4 児童虐待防止対策緊急強化事業 (国1/2 県1/2, 県単) 69,555 5 体罰は絶対に許さない社会づくり事業 (国1/2 県1/2) 1,077 6 DV被害者等セーフティネット強化支援事業 (国3/4 県1/4) 9,500 [新] 7 こどもの権利擁護環境整備事業 7,029
		青少年育成保護対策費	542,347	青少年の健全育成対策の推進に要する経費 1 青少年保護対策推進事業 2,168 2 青少年自然の家管理運営委託費 311,767 (1) 青少年自然の家管理費 (5,087) (2) 青少年自然の家管理運営委託費 (306,680) 3 青少年自然の家施設改修事業 212,583 4 青少年自然の家設備改修事業 15,640

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども家庭課

（単位：千円）

目	予算額	事項		
		事項名	予算額	説明及び事業名
				5 青少年自然の家LED照明設備リース料 189
		県民運動強化推進費	9,591	県民一体となった青少年健全育成運動の推進に要する経費 1 県民運動強化促進事業 9,591
		子ども・若者育成支援対策費	16,465	子ども・若者育成支援対策に要する経費 1 ヤングケアラー等支援体制整備事業 16,465 (国2/3 県1/3, 国1/2 県1/2, 県単)
児童措置費	3,945,122	地域子ども・子育て支援事業費	90,212	市町村が実施する児童虐待防止に資する子ども・子育て支援事業に要する経費 1 乳児全戸訪問事業 9,657 2 養育支援訪問事業 4,694 3 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 2,081 4 子育て短期支援事業 3,064 5 利用者支援事業 61,362 6 子育て世帯訪問支援事業 2,854 7 児童育成支援拠点事業 6,500
		児童措置費等対策費	3,853,851	児童福祉施設等の運営及び施設入所児童の処遇改善に要する経費 1 児童福祉施設等指導費 2,729 2 母子生活支援施設、助産施設県負担金 8,060 3 児童入所施設等措置費 (国1/2 県1/2) 3,771,712 4 児童養護施設等児童処遇改善事業 5,872 [新] 5 里親等支援事業 (国1/2 県1/2) 33,996 6 福祉保健部債権管理事務嘱託員配置事業 9,938 7 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 8,348 (国9/10 県1/10) 8 社会的養護自立支援強化事業 (国1/2 県1/2, 県単) 13,196
		里親委託促進事業費	1,059	里親・里子促進事業及び里子の処遇改善に要する経費 1 里親・里子処遇改善費 579 2 里親委託推進事業 (国1/2 県1/2, 県単) 480
母子福祉費	1,561,975	母子等福祉対策費	96,092	母子家庭等の自立促進に要する経費 1 母子父子自立支援員・母子父子福祉協力員設置費 17,864 2 母子等福祉強化推進事業 16,449 (国10/10, 国1/2 県1/2, 県単) 3 ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業 (国3/4 県1/4) 23,040 4 母子父子寡婦福祉資金体制整備事業 14,868

令和7年度当初歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 こども家庭課

（単位：千円）

目	予算額	事項名	予算額	事項				
				説明及び事業名				
				5	ひとり親家庭等地域支援事業 （国2／3 県1／3，国1／2 県1／2，県単）	11,271		
				6	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 （国9／10 県1／10）	6,600		
				7	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（国9／10 県1／10）	6,000		
				ひとり親家庭医療費助成事業費	254,973	ひとり親家庭に対する医療費補助に要する経費 1 ひとり親家庭医療費助成事業	254,973	
				児童扶養手当支給事業費	1,209,810	児童扶養手当支給に要する経費 1 児童扶養手当給付費（国1／3 県2／3） 2 児童扶養手当支給事務費	1,200,000 9,810	
				特別会計繰出金	1,100	母子父子寡婦福祉資金特別会計への繰出金 1 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金	1,100	
		児童福祉施設費	359,896	児童相談所費	162,482	児童相談所運営に要する経費		
						1	児童相談所費	162,482
	（1）一時保護所指導費					(99,838)		
	（2）児童相談所運営費（国1／2 県1／2，県単）					(25,261)		
	（3）一時保護所運営費（国1／2 県1／2，県単）			(29,567)				
	（4）児童相談所法的対応体制強化事業（国1／2 県1／2）	(7,816)						
		みやざき学園運営費	63,816	みやざき学園運営に要する経費 1 みやざき学園運営費（国1／2 県1／2，県単）	63,816			
		みやざき学園維持管理費	109,716	県立児童福祉施設維持管理に要する経費 1 みやざき学園維持管理費	109,716			
		児童福祉施設整備事業費	23,882	児童福祉施設整備に要する経費 1 一時保護所環境改善事業（国1／2 県1／2） 2 地域小規模児童養護施設整備補助事業（国1／2 事業主体1／2）	500 23,382			

新 こどもの権利擁護環境整備事業

こども家庭課 7,029千円
【財源: 安心こども基金、一般財源】

事業の目的

こども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できるような支援体制を整備することにより、施設入所児童等のさらなる権利擁護を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

(意見表明等支援)

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みの構築

(2) 事業の仕組み

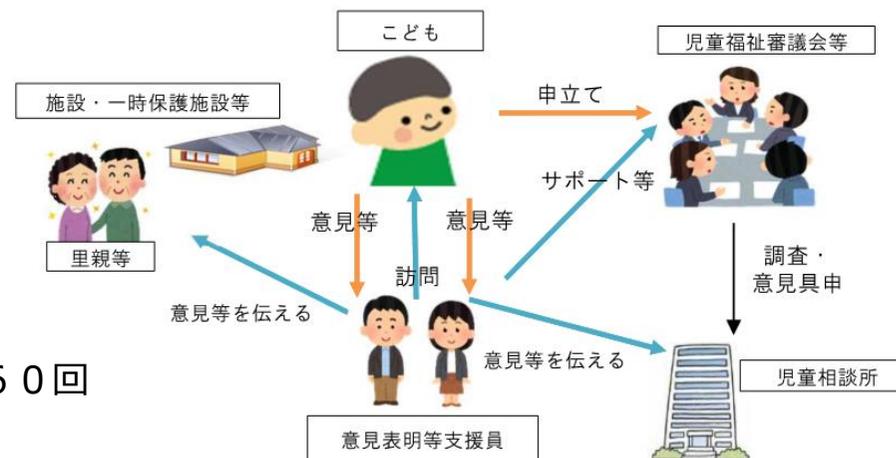
県 **委託** 民間団体

(3) 成果指標

こどもが意見表明できる機会を確保する

訪問回数 (定期訪問・個別訪問)

現状 (令和6年度) 0回 → 令和9年度 160回



事業の期間

令和7年度～令和9年度

新 里親等支援事業

こども家庭課 33,996千円
【財源：国庫、一般財源】

事業の目的

里親や里子等並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現する。

事業の概要

(1) 事業内容

(里親支援事業)

- ① 里親制度普及促進・リクルート
- ② 里親等研修・トレーニング
- ③ 里親等委託推進
- ④ 里親等養育支援
- ⑤ 里親等委託児童自立支援

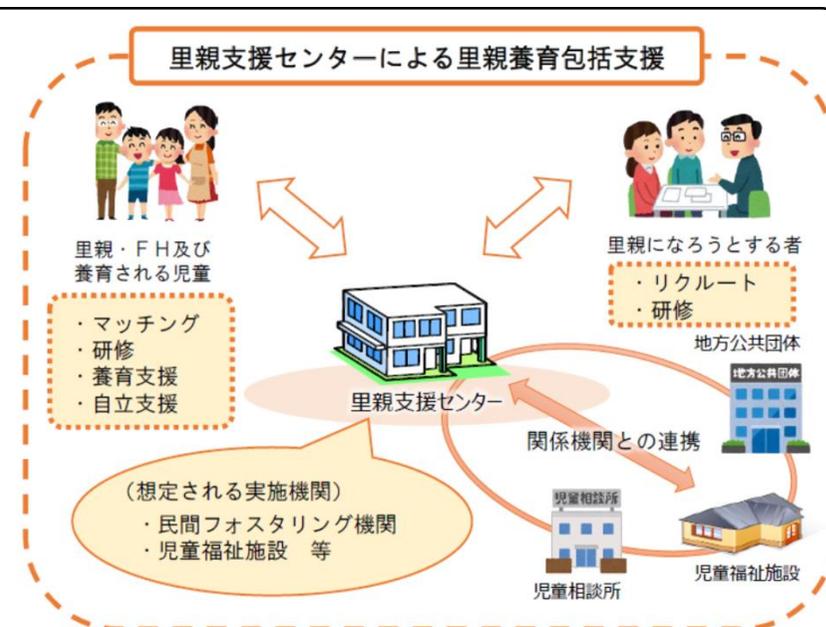
(2) 事業の仕組み

県 補助費 → 里親支援センター
(県の認可を受けた児童福祉施設)

(3) 成果指標

里親等委託が必要なこどもの数に応じた里親を確保する。

養育里親数	現状 (令和5年度)	147世帯	→	令和9年度	265世帯
里親等委託率	現状 (令和5年度)	11.5%	→	令和9年度	28.8%



事業の期間

令和7年度～令和9年度

1 予算議案

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について

こども家庭課

④ 青少年自然の家について、中長期的な展望を視野に、教育や施設の管理など幅広い観点から他部局とも真剣に協議し、今後の施設の在り方を検討すること。（福祉保健部）

青少年自然の家は、自然体験活動、野外活動、スポーツ活動、交流活動や集団宿泊生活を通じて、規律・協同・友愛・奉仕の精神を体験的に学習し、豊かな情操や社会性を養うとともに、社会変化に主体的に対応し、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を図ることを目的として運営しております。

現在、県内3つの青少年自然の家を多くの学校やスポーツ団体等に積極的に活用していただいておりますが、設立以降、利用団体数に大きな変化はないものの、近年の少子化により利用者数は漸減傾向にあるほか、施設の老朽化による修繕の必要性などの課題があります。

今後、青少年育成や学校教育活動の観点、施設維持に必要となる経費の見込みなどを踏まえながら、現行の指定管理期間が令和10年度までであることから、令和9年度までの間に、知事部局と教育委員会で連携し、中長期的な視野で施設の在り方について検討してまいります。

2 特別議案

【議案第21号】
使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

福祉保健課

1 改正の理由

鉱泉又は温泉の試験について、民間の検査機関で対応が可能であることから、県としての実施を廃止することとしたもの

2 改正の内容

鉱泉又は温泉の試験に関する手数料規定の削除

3 施行期日

令和7年4月1日

2 特別議案

【議案第21号】
 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

福祉保健課、長寿介護課、障がい福祉課、衛生管理課
 薬務感染症対策課、こども家庭課

1 改正の理由

事務処理に係る人件費及び物価の上昇によるもの

2 改正の内容

(1) 青少年自然の家使用料

区分	単位		改正前	改正後
宿泊室	1人1泊	児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳未満）	330円	360円
		児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳以上）	660円	710円
		その他のもの	1,100円	1,190円
研修室	1室1時間		505円	540円
体育館	1時間	青島青少年自然の家（全面使用）	1,100円	1,180円
		青島青少年自然の家（半面使用）	550円	590円
		むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家	785円	850円
キャンプ場 キャンプ用具 ・テント ・寝袋、毛布	1人1泊	児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳未満）	110円	120円
	1人1泊	児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳以上）	220円	240円
	1泊1個(枚)	その他のもの	330円	360円

2 特別議案

(2) 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料

区分	単位	改正前	改正後
日本薬局方適否試験	1 件	6,920円	7,220円
医薬品等の定性試験（簡易なもの）	1 成分	1,270円	1,305円
医薬品等の定性試験（普通のもの）	同	2,555円	2,635円
医薬品等の定性試験（複雑なもの）	同	4,615円	4,630円
医薬品等の定量試験（普通のもの）	同	4,705円	4,785円
食品等の定量試験（非常に複雑なもの）	同	23,700円	23,865円
環境、食品等の細菌検査（培養検査（簡易なもの））	同	1,195円	1,200円
環境、食品等の細菌検査（培養検査（複雑なもの））	同	2,895円	2,910円
人体成分、排せつ物等中の特殊物質試験（簡易なもの）	同	1,260円	1,300円
人体成分、排せつ物等中の特殊物質試験（普通のもの）	同	4,040円	4,105円

2 特別議案

(3) 介護保険法関係手数料

手数料・区分	単位	改正前	改正後
居宅サービス事業者指定申請手数料			
訪問介護	1件	15,000円	15,800円
訪問入浴介護	同	15,000円	15,800円
訪問看護	同	15,000円	15,800円
訪問リハビリテーション	同	15,000円	15,800円
居宅療養管理指導	同	15,000円	15,800円
通所介護	同	15,000円	15,800円
通所リハビリテーション	同	15,000円	15,800円
短期入所生活介護	同	15,000円	15,800円
短期入所療養介護	同	15,000円	15,800円
特定施設入居者生活介護	同	30,000円	32,200円
福祉用具貸与	同	15,000円	15,800円
特定福祉用具販売	同	15,000円	15,800円
介護老人福祉施設指定申請手数料	同	30,000円	32,200円
介護予防サービス事業者指定申請手数料	同	10,000円	10,800円
介護支援専門員実務研修受講試験手数料	同	9,800円	10,000円
介護支援専門員証交付手数料	同	2,400円	2,600円
介護支援専門員証書換え交付手数料	同	2,000円	2,200円
介護支援専門員証再交付手数料	同	2,000円	2,200円
介護支援専門員の登録の移転に伴う介護支援専門員証交付手数料	同	2,400円	2,600円

2 特別議案

手数料・区分	単位	改正前	改正後
居宅サービス事業者指定更新申請手数料			
訪問介護	同	7,500円	8,100円
訪問入浴介護	同	7,500円	8,100円
訪問看護	同	7,500円	8,100円
訪問リハビリテーション	同	7,500円	8,100円
居宅療養管理指導	同	7,500円	8,100円
通所介護	同	7,500円	8,100円
通所リハビリテーション	同	7,500円	8,100円
短期入所生活介護	同	7,500円	8,100円
短期入所療養介護	同	7,500円	8,100円
特定施設入居者生活介護	同	15,000円	16,300円
福祉用具貸与	同	7,500円	8,100円
特定福祉用具販売	同	7,500円	8,100円
介護老人福祉施設指定更新申請手数料	同	15,000円	16,300円
介護老人保健施設開設許可手数料	同	63,000円	64,200円
介護老人保健施設変更許可手数料	同	33,000円	33,700円
介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	同	15,000円	16,300円
介護医療院開設許可申請手数料	同	63,000円	64,200円
介護医療院変更許可申請手数料	同	33,000円	33,700円
介護医療院開設許可更新申請手数料	同	15,000円	16,300円
介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	同	5,000円	5,400円

(4) 社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料

手数料	単位	改正前	改正後
喀痰吸引等業務の事業者登録手数料	1件につき	1,500円	1,700円
認定特定行為業務従事者認定証交付手数料	同	1,000円	1,200円
特定行為業務の事業者登録手数料	同	1,500円	1,700円

2 特別議案

(5) 県立産院等文書作成手数料

区分	単位	改正前	改正後
死亡診断書	1件	3,300円	4,125円
病歴書	同	2,200円	2,750円
死体検案書	同	3,557円	4,445円
障害診断書	同	3,557円	4,445円
裁判関係診断書	同	4,400円	5,500円
生命保険又は恩給診断書	同	4,400円	5,500円
海外移住関係診断書	同	2,200円	2,750円
交通事故診断書	同	4,400円	5,500円
特定疾患診断書	同	3,557円	4,445円
その他の診断書	同	2,200円	2,750円
自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	3,557円	4,445円
出生証明書	同	2,200円	2,750円
意見書	同	3,557円	4,445円
症状調査書	同	4,400円	5,500円
その他の証明書	同	1,189円	1,485円

2 特別議案

(6) 犬引取手数料

区分	単位	改正前	改正後
生後91日以上	1頭につき	2,000円	2,200円
生後91日未満	10頭までごとにつき	2,000円	2,200円

(7) 猫引取手数料

区分	単位	改正前	改正後
生後91日以上	1匹につき	2,000円	2,200円
生後91日未満	10匹までごとにつき	2,000円	2,200円

(8) 抑留に係る犬の飼養管理及び返還手数料

区分	単位	改正前	改正後
犬の飼養管理	1頭1日につき	430円	500円
犬の返還	1頭につき	4,110円	4,500円

(9) 医薬品医療機器等法関係手数料

手数料・区分	単位	改正前	改正後
医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料(3)局方	1件	22,700円	24,100円
医療機器修理業許可申請手数料	同	69,400円	70,700円
医療機器修理業許可更新申請手数料	同	47,600円	48,500円
医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	同	17,500円	17,800円

2 特別議案

(10) 毒物及び劇物取締法関係手数料

手数料	単位	改正前	改正後
毒物劇物取扱者試験手数料	1 件	10,500円	10,700円

(11) 麻薬及び向精神薬取締法関係手数料

手数料	単位	改正前	改正後
麻薬卸売業者免許申請手数料	1 件	14,600円	14,800円
麻薬小売業者免許申請手数料	同	3,900円	4,000円
麻薬施用者免許申請手数料	同	3,900円	4,000円
麻薬管理者免許申請手数料	同	3,900円	4,000円
麻薬研究者免許申請手数料	同	3,900円	4,000円
麻薬及び向精神薬に関する免許証又は登録証再交付手数料	同	2,700円	2,800円
向精神薬卸売業者免許申請手数料	同	14,600円	14,800円
向精神薬小売業者免許申請手数料	同	3,900円	4,000円
向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	同	3,900円	4,000円

2 特別議案

(12) 覚醒剤取締法関係手数料

手数料・区分	単位	改正前	改正後
覚醒剤施用機関指定申請手数料	1 件	3,900円	4,000円
覚醒剤研究者指定申請手数料	同	3,900円	4,000円
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	同	11,500円	11,700円
覚醒剤原料研究者指定申請手数料	同	3,900円	4,000円
覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料 (2)覚醒剤施用機関、研究者、原料取扱者、原料研究者	同	2,700円	2,800円

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

2 特別議案

【議案第34号】 公の施設に関する条例の一部を改正する条例

こども家庭課

1 改正の理由

物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、指定管理者が管理する公の施設の利用料金の上限の改正を行う。

2 改正の内容

青少年自然の家に係る利用料金の上限を以下のとおり改正する。

区分	単位		改正前	改正後
宿泊室	1人1泊	児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳未満）	330円以下	360円以下
		児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳以上）	660円以下	710円以下
		その他のもの	1,100円以下	1,190円以下
研修室	1室1時間		505円以下	540円以下
体育館	1時間	青島青少年自然の家（全面利用）	1,100円以下	1,180円以下
		青島青少年自然の家（半面利用）	550円以下	590円以下
		むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家	785円以下	850円以下
キャンプ場 キャンプ用具 ・テント ・寝袋、毛布	1人1泊	児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳未満）	110円以下	120円以下
	1人1泊	児童、生徒、学生の団体、青少年団体等（30歳以上）	220円以下	240円以下
	1泊1個(枚)	その他のもの	330円以下	360円以下

3 施行期日

令和7年4月1日

2 特別議案

【議案第41号】
宮崎県医師修学資金貸与条例及び
宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例

医療政策課

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

法改正に伴う条項ずれ

3 施行期日

令和7年4月1日

2 特別議案

【議案第42号】
宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例

衛生管理課

1 改正の理由

食品衛生法の改正を踏まえ、ふぐ処理業者の事業譲渡に係る規定を整備する等、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

○ 事業譲渡規定の追加

ふぐ処理業者の地位を承継する要件に規定されている「相続、合併又は分割」に、「事業譲渡」による場合を追加する。

3 施行期日

令和7年4月1日

2 特別議案

【議案第43号】
宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

こども政策課

1 改正の理由

認定こども園の設備及び運営に関する国の基準の改正に伴い、関係規定の改正を行うもの

2 改正の内容

栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受験する際に、栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、認定こども園において、こどもに食事を提供するに当たって、当該認定こども園外で調理し搬入する場合に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と改正する。

3 施行期日

令和7年4月1日

2 特別議案

【議案第44号】

宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

こども家庭課

1 これまでの対応

- | | |
|--------|-------------------------|
| 令和6年6月 | 常任委員会報告（概要） |
| 11月 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見聴取 |
| 12月 | 常任委員会報告（素案） |
| 令和7年2月 | 議案提出 |

2 制定の理由

令和4年改正児童福祉法において、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることが規定されたことに伴い制定するもの。

2 特別議案

3 主な内容

(1) 一時保護施設の第三者評価

自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

(2) 設備基準

児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。

(3) 職員配置基準

児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士（又は管理栄養士）及び調理員を置くこと。

4 内閣府令の一部改正を受けての追加事項

附則（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

4 県は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、経過措置期限を延長することができる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない。

5 施行期日

令和7年4月1日

議案第44号

宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。第21条を除き、以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行うよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所している児童を平等に取り扱う原則)

第9条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第10条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所している児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）

を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第12条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に変更するよう努めるものとする。

3 一時保護施設は、定期的に変更計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年の居室の一室の定員は、1人とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所している児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、

知事が適当と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第26条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

- 第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
 - 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
 - 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
 - 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所している児童及び職員の健康状態の把握等)

- 第28条 児童相談所長は、入所している児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。
 - 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所している児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第33条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第16条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第41条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

- 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日(次項において「経過措置期限」という。)まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

4 県は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、経過措置期限を延長することができる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、この条例の施行の日から起算して4年を超えることができない。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

5 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

令和7年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

2 特別議案

【議案第54号】
みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び
宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について

こども政策課

1 「宮崎県こども未来応援プラン」策定の趣旨

こども基本法の制定やこども大綱の策定など、国における「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の強化や、本県における出生数・婚姻数の大きな減少など、少子化に歯止めがかからない現状等を踏まえ、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」が、今年度末で終期を迎えることから、こども政策をより一層強力に推進していくための今後5年間の総合的な行動計画として策定するものである。

なお、新たな計画には、こどもの貧困対策に関する都道府県計画が加わることから、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」は廃止する。

2 計画の名称

『宮崎県こども未来応援プラン』

※ 今年度から実施する「こどもわけもん政策モニター制度」において募集
(県内の未就学児～高校生458人から回答)

2 特別議案

3 基本理念と基本的視点

『すべてのこども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり』

- ① こども・若者の視点に立った施策の展開
- ② ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ③ 困難な環境にあるこども・若者の支援
- ④ 若者にとって魅力ある宮崎づくり
- ⑤ 国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進

4 成果指標

施策の成果を評価・点検する指標として、5つの重点成果指標、33の個別成果指標を設定

重点成果指標	現状値	目標値
将来の夢や目標に向かって頑張っていると思うこどもの割合	68.0% (R6年度)	80.0% (R11年度)
安心してこどもを生むことができ、子育てを楽しみ感じられる県だと思 う人の割合	73.9% (R5年度)	80.0% (R11年度)
合計特殊出生率	1.49 (R5年)	1.8台 (R11年)
男性の育児休業取得率	36.4% (R5年度)	76.0% (R11年度)
生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率	88.1% (R5年度)	94.0% (R11年度)

2 特別議案

5 計画の主な内容

○はじめに

- ・ 計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間

○第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- ・ 少子化の現状、子育ての現状、こどもを取り巻く現状

○第2章 「子ども・若者プロジェクト」の推進

○第3章 計画の基本的考え方

- ・ 基本理念、5つの基本的視点

○第4章 各種施策の推進

- ・ 9つの施策の柱

(ライフステージを通した施策)

- ① こども達の権利擁護・意見の反映、② 未来を切り拓くこども達への支援、③ 困難な環境にあるこども達への支援

(ライフステージ別の施策)

- ④ 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり（こどもの誕生前から幼児期まで）、⑤ 宮崎の未来を担うこども達の育成（学童期・思春期）、⑥ 若者の希望を叶える宮崎づくり（青年期）

(子育て当事者等への施策)

- ⑦ 子育て支援の充実、⑧ 共働き・共育ての支援、⑨ こどもと子育てにやさしい社会づくり

- ・ 5つの重点成果指標、33の個別成果指標

○第5章 幼児教育・保育等の提供体制

○第6章 計画の推進方針

- ・ 計画の推進体制、計画の進捗管理

6 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

3 その他報告事項

(1) 宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

薬務感染症対策課

1 計画改定に係るこれまでの主な対応

- 6月 ・ 常任委員会報告（改定概要）
- 8月 ・ 感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取
・ 関係機関（市町村、県医師会、県看護協会等）向け説明会の実施
- 9月 ・ 常任委員会報告（骨子案）
- 10月 ・ 感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取
・ 関係機関（市町村、県医師会、県看護協会等）への意見照会
- 11月 ・ 内閣官房内閣感染症危機管理統括庁への意見聴取
- 12月 ・ 常任委員会報告（素案）
・ パブリックコメントの実施（意見無し）
- 2月 ・ 感染症対策審議会における意見聴取

（審議会委員からの主な意見）

次の感染症危機に備え、「研修等の実施による感染症対応人材の育成」や「感染症対策連携協議会等を活用した関係機関間の連携強化」、「医療機関等との病床確保や発熱外来等に関する協定締結等による医療提供体制の確保」など、本計画に沿った取組を進めていただきたい。

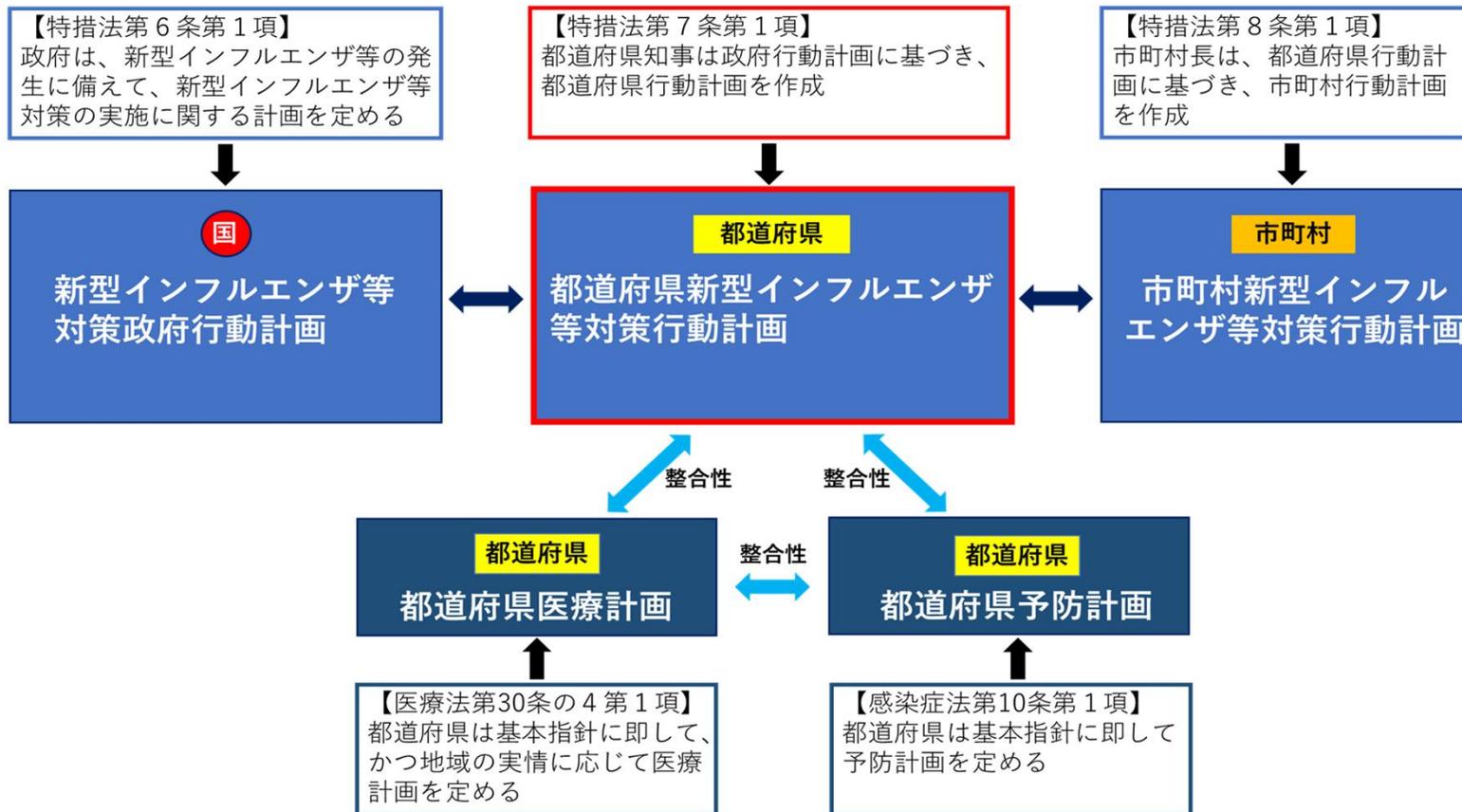
- 3月 ・ 常任委員会報告（計画案）

3 その他報告事項

2 計画の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針及び平時の準備や感染症発生時の措置の内容を示すとともに、市町村行動計画等の基準となるべき事項を定めることにより、宮崎県感染症予防計画等と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図る。

（参考）各計画の関係性イメージ



3 その他報告事項

3 目指す目標

感染症危機に対応できる平時からの体制作り、県民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの視点から対策の充実・強化を図り、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやか（柔軟）に対応できる社会を目指す。

【計画期間】

令和7年度から

（概ね6年ごとに改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講じる）

4 策定に当たっての基本的な考え方

政府行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等（※）の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

また、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、政府行動計画に準じ、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期及び対応期」に大きく分けた構成とする。

※ 本計画の対象となる新型インフルエンザ等は、「①新型インフルエンザ等感染症」、「②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」、「③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」

3 その他報告事項

5 各対策項目の主な取組（選択肢）

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
1)実施体制	①全庁での対応体制の構築 ②研修、訓練による感染症対応人材の育成 ③感染症対策連携協議会等を活用した関係機関との連携強化	④県対策本部、総合対策部、地域対策本部等の設置 ⑤対応方針の検討・決定(適宜変更) ⑥必要な予算の確保	⑦対応方針・リスク評価に基づき地域の実情に応じた適切な対策の実施、状況に応じた柔軟な実施体制の見直し ⑧市町村との情報共有のための体制構築 ⑨関係機関に対し必要な総合調整の実施
2)情報収集・分析	⑩情報収集・分析の体制整備 ⑪感染症と病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の実施	⑫新型インフルエンザ等の情報収集・分析 ⑬関係機関への必要な情報の共有	⑭国のリスク評価及び地域の実情を踏まえた包括的なリスク評価の実施 ⑮必要に応じ積極的疫学調査等の見直し
3)サーベイランス	⑯感染症サーベイランス体制の構築 ⑰感染症の発生動向の把握 ⑱動物由来による新型インフルエンザ等の発生の監視	⑲有事の感染症サーベイランスの開始(患者発生サーベイランス、入院サーベイランス、病原体ゲノムサーベイランス等)	⑳国の方針(全数把握の必要性の再評価等)を踏まえ、地域の実情に応じた感染症サーベイランスを実施
4)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	㉑感染症に関する情報(感染対策、発生状況等)の提供・共有 ㉒リスクコミュニケーションの体制整備	㉓感染症の特性、国内外の発生状況、有効な感染対策等の情報の提供 ㉔対策ウェブサイト・コールセンターの立ち上げ、運営 ㉕偏見・差別等への対応	

3 その他報告事項

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
5)水際対策(病原体の国内侵入への対策)	②⑥検疫所及び医療機関等と連携した合同訓練の実施	②⑦国と連携し、居宅等待機者等に対する健康監視の実施	→
6)まん延防止	②⑧換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知	②⑨県内でのまん延防止対策の準備(患者・濃厚接触者への対応の確認)	③⑩感染症の特徴や感染状況等に応じた適切なまん延防止対策の実施(必要に応じ、まん延防止等重点措置等の迅速な実施を国に要請) ③⑪患者・濃厚接触者への対応(入院勧告・措置、外出自粛要請等) ③⑫住民への対応(外出等に係る要請等)
7)ワクチン	③③接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所・時期の周知・予約等の具体的な実施方法の準備	→	③④ワクチン接種の実施 ③⑤必要に応じ接種体制の拡充
8)医療	③⑥医療機関等との医療措置協定の締結(病床確保、発熱外来等) ③⑦医療機関の設備整備促進 ③⑧新興感染症医療コーディネーターの確保、平時からの関係構築	③⑨医療機関に対する医療機関等情報支援システムへの確実な入力への要請 ③⑩相談センターの整備	④①医療機関の不安軽減等を図るため、国等から共有された最新の知見・情報の提供等を行うための協議の場の設置 ④②新興感染症医療コーディネーター等と連携し、円滑な入院調整体制の構築 ④③協定に基づく医療提供体制の確保 ④④必要に応じ、臨時の医療施設の設置

3 その他報告事項

	準備期 (予防や準備等事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、県対策本部が廃止されるまでの期間)
9)治療薬・治療法	④5 抗インフルエンザウイルス薬の安定的な備蓄	④6 国による医療機関等への円滑な流通体制を活用し、必要な配分の実施	→
10)検査	④7 民間検査機関、医療機関との検査等措置協定の締結 ④8 検査体制の整備（検査機器の維持及び検査物資の確保等）	④9 検査の実施	→
11)保健（保健所機能の維持等）	⑤0 有事の際に優先的に取り組むべき業務の整理 ⑤1 IHEAT要員の確保 ⑤2 研修・訓練等の実施	⑤3 感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備 ⑤4 必要な物資・資機材の調達準備	⑤5 本庁や地方連絡協議会からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の実施 ⑤6 ICTツールの活用や業務の一元化・外部委託等による保健所等業務の効率化の推進
12)物資	⑤7 感染症対策物資等の備蓄、関係機関への同物資等の備蓄・配置の要請	⑤8 国・事業者と連携し、必要量の確保促進（感染症対策物資等の不足が見込まれる場合）	⑤9 緊急物資の運送、特定物資の売渡し等の要請（緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合）
13)県民生活及び県民経済の安定の確保	⑥0 事業者や県民に対するマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄勧奨	→	⑥1 県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援の実施 ⑥2 必要に応じ、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請

3 その他報告事項

(2) 宮崎県社会的養育推進計画（案）

こども家庭課

1 計画改定に係るこれまでの対応

6月	常任委員会報告（改定概要）
7月～8月	当事者であるこどもや施設等からの意見聴取
9月	常任委員会報告（骨子案） 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（骨子案）
11月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会（計画素案の意見聴取）
12月	常任委員会報告（素案） パブリックコメントの実施
3月	常任委員会報告（計画案）

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

(2) 計画の趣旨

こどもが権利の主体であるとの認識の下、養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益を実現するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を明示するもの。

3 その他報告事項

3 基本理念

養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益の実現

4 計画の主な内容

<p>第1章</p>	<p>本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭養育優先の原則」と「パーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）の理念」に基づくケースマネジメントの徹底。 ・関係機関と連携した県民に対する里親制度の普及・啓発、里親登録、里親委託後の子育て支援の実施。 ・計画の進捗は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価し、明らかになった課題等について、適宜取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用。 ・本計画の改定にあたり、当事者であるこどもの意見を反映。 	
<p>第2章</p>	<p>当事者であるこどもの権利擁護の取組</p>	<p>現状・課題</p>	<p>こどもの意見聴取の取組として、児童相談所や施設は、面談等でこどもから意見を聞く機会を設けているが、こどもへのアンケートの結果、「自分の意見を伝える機会がない」との回答もあったため、こどもの権利や意見表明等の手段について理解を浸透させる必要がある。</p>
		<p>具体的取組</p>	<p>意見表明等支援事業（児童相談所等から独立した立場の者がこどもの意見を聞く事業）の導入検討。</p>
		<p>評価指標</p>	<p>意見表明等支援事業の実施（利用可能なこどもの割合） [R5：未実施 → R11：100%]</p>

3 その他報告事項

第3章	市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組	現状・課題	子育て短期支援事業(ショートステイ等)において、受入可能な里親や施設などの社会資源が近傍にないという理由により、県全体として市町村の実施にばらつきがある。				
		具体的取組	委託先となり得る里親、ファミリーホームの開拓。				
		評価指標	子育て短期支援事業を委託している里親等 [R5：14箇所 → R11：58箇所]				
第4章	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	現状・課題	特定妊婦数は、令和2年4月現在で全国で8,327人。本県は令和5年3月現在で122人。				
		具体的取組	妊産婦等生活援助事業実施のため、母子生活支援施設等の活用を検討。				
		評価指標	妊産婦等生活援助事業の実施事業者 [R5：0箇所 → R11：1箇所]				
第5章	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・国の策定要領に基づき算出。 ・人口減に伴い代替養育を必要とするこども数は減少傾向。 					
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		代替養育を必要とするこども数	386	378	370	361	353
		3歳未満	25	24	24	22	22
		3歳以上の就学前	71	70	68	67	65
学童期以降	290	284	278	272	266		
第6章	一時保護改革に向けた取組	現状・課題	一時保護したこどもについては、通学が困難。				
		具体的取組	原籍校に通学できるよう県内全域に里親やファミリーホームを確保。				
		評価指標	委託一時保護が可能な里親等 [R5：29箇所 → R11：39箇所]				
第7章	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	現状・課題	家庭復帰等に向けた親子関係再構築を行う体制が未整備。				
		具体的取組	各児童相談所に親子関係再構築支援員の配置を検討。				
		評価指標	親子関係再構築支援員の配置 [R5：0箇所 → R11：全児相配置]				

3 その他報告事項

第8章	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	現状・課題	里親等委託率が低迷しており、受け皿となる里親を増やすことが必要。
		具体的取組	里親制度の普及啓発及びファミリーホーム設置の推進。
		評価指標	里親等委託率 [R5：11.5% → R11：38%] 養育里親登録数 [R5：147世帯 → R11：333世帯] 委託こども数 [R5：48人 → R11：135人]
第9章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	現状・課題	地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の高機能化等に向けた取組を進めることが必要。
		具体的取組	一時保護専用施設、児童家庭支援センター等の機能付加について、施設等と連携して取り組む。
		評価指標	一時保護専用施設 [R5：0箇所 → R11：3箇所]
第10章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	現状・課題	県内社会的養護経験者等に対する自立支援ニーズについては増加傾向。
		具体的取組	児童自立生活援助事業所を広域に設置し、安定的な生活を中長期的に確保した上で、安定した地域生活に移行できるよう支援する。
		評価指標	児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム） [R5：3箇所 → R11：7箇所]
第11章	児童相談所の強化等に向けた取組	現状・課題	児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度1,791件と前年度より減少したものの高止まりの傾向。
		具体的取組	国の新プランに基づき、スーパーバイザーを含む児童福祉司、児童心理司等を計画的に配置し、体制強化及び専門性の強化を図る。
		評価指標	第三者評価実施児童相談所 [R5：未実施 → R11：全児相実施]
第12章	障害児入所施設における支援	現状・課題	障害児入所施設において、できる限り良好な家庭的環境の下で養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化が課題。
		具体的取組	施設や地域の実情を踏まえた上で、可能な限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等の整備に向けた検討を行う。

3 その他報告事項

5 パブリックコメントの結果

- (1) 実施期間
令和6年12月6日から令和7年1月6日まで
- (2) 周知方法
県ホームページ、出先機関等における閲覧
- (3) 意見の概要
- 意見数 4件 1名
 - 主な意見と対応

章	ページ	意見	対応
第9章 2(3)ウ	49	母子生活支援施設の課題は周知だけではなく、人材育成も必要ではないか。	人材確保・育成は不可欠であるため、課題に「施設の運営維持のため、計画的に必要な人材を確保するとともに個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていくことも必要です。」、具体的な取組に「施設職員を対象とする研修の参加を促すと同時に、専門研修に係る情報提供などにより施設職員の資質向上に努めます。」を追記。